

平成29年第4回喬木村議会定例会会議録 (第 2 号)

平成29年12月16日(土曜日)

午前9時00分 開議

日 程

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (4番 櫻井登議員 ・ 5番 後藤澄壽議員)

第3 議員の一般質問

1. 後藤澄壽議員

○SDGSに関連して再生エネルギーの1つである水力発電について

○要・準要保護児童生徒援助費のうち給食費補助金の予算要求について

2. 下平貢議員

○交流センター周辺整備計画について

3. 櫻井登議員

○村内公共施設トイレ「洋式化」について

○通院支援のタクシー券の利点・欠点は

○タクシー券が高額の定期券である理由は何か

○タクシー券の仕組みづくりは

4. 東原靖雄議員

○基幹林道 大島～氏乗線の早期完成

5. 佐藤文彦議員

○保育所あり方検討委員会について

○中学校の改修等に関して

6. 木下温司議員

○喬木村知名度アップについて

7. 小池豊議員

- 企業の農業耕作に対する村の対応は
- 保育園の未満児保育の受入れ体制について

8. 昼神二三男議員

- 職員数について

9. 後藤章人議員

- 2期目に向けた村長の基本姿勢は

10. 中森高茂議員

- 国民健康保険における保険者努力支援制度の配点の変更について
- 喬木村国保加入率の低下による加入者の負担予想は
- 第7期介護事業計画に向けた村の取り組みと目標は
- 本年4月より始まった総合事業の状況は
- ボランティア参加希望高齢者へのポイント制度の導入と働きかけは
- 認知症の方々の生活の継続性の確保に向け今後の村の考えは

3. 散 会

応集議員 12名

出席議員 12名
(別表のとおり)

欠席議員 0名
(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

1. 開 会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから平成29年第4回喬木村議会定例会を再開いたします。

2. 日 程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長の出席を要請してあります。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、4番、櫻井登君、5番、後藤澄壽君を指名します。

=== 日程第3 議員の一般質問 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、議員の一般質問。

これより一般質問を行います。

議会基本条例第11条第3項の規定により、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問できることとなっておりますので、反問がある場合は、その旨を申し出てください。

なお、質問と答弁の時間は、トータルで40分であります。

質問者及び答弁者は、明確かつ要領よくお願いいたします。

残り時間につきましては、10分前から表示します。

発言の際は、挙手をお願いします。

質問者は、質問に入る前に議席番号、氏名を言ってから質問に入ってください。

◇ 通告1番 後藤 澄壽 ◇

○議長（下岡幸文） 通告1番、後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 議席番号5番の後藤澄壽でございます。

今回は、SDGS、開発、持続可能な開発目標に関連します質問をいたします。

これは、2015年に国連総会におきまして、2030年までに各国において達成すべき目標として、議決されたものでございます。

17項目ございまして、そのうちの11番目は、住み続けられるまちづくりでございます。これを喬木村に当てはめると、持続可能な喬木村を目指すということになるかと思えます。

11月に名古屋市で、東海地区喬木村ふるさと会が行われました。その席上で、「喬木村を残してもらって本当によかった」という声がありました。現在、喬木村に住む私たちといたしまして、後世の人から「喬木村を残してくれてありがとう」と感謝してもらえるように、頑張っていかななくてはいけないなあ実感した次第でございます。

SDGSの7番目は、再生可能エネルギーの利用割合の拡大でございます。

再生エネルギーと申しましても、さまざまなものがございまして、ここでは水力発電について取り上げてみたいかと思えます。

隣の飯田市の上村に、かみむら小水力発電株式会社が設立されまして、この発電所は、来年度から稼働実施、稼働予定であります。

総事業費が3億7,000万円、県から9,000万円の無利子の融資を受けております。飯田市は、この事業を公民共同事業、飯田市と民間との共同事業と位置づけまして、320万円の予算を計上しております。

売電収益につきましては、小学校児童、保育園児を増やすための貸借費、地域活性化につながる起業支援、観光支援、開発、農業、農林業振興などに活用したいと考えているとのことでございます。

ここで質問でございますが、いま私が、上村小水力発電所につきまして、私は知ること限りのことを述べさせていただきましたが、何かこれに補足していただくことがございませんでしょうか。ございましたら、よろしく願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） それでは、お答えさせていただきます。

上村小水力発電所に関するご質問ですけれども、この発電所の事業主体につきましては、かみむら小水力株式会社ということで、上村のまちづくり委員会さんの方の出資になりまして、昨年度設立されたものになっております。

で、この発電所建設に係ります事業費ということですが、飯田市及び地元金融機関の出資、融資で賄う計画ということで、先ほど議員の方で、県の融資というお話がありましたけれども、その件については、ちょっと難しくなっているというふうにお話を伺っております。

で、この発電所建設に関します、すいません。

具体的な施設の計画ということになりますけれども、設計ですとか、許認可申請の関係、あと水車の調達、工事の調整、メンテナンス等につきましては、県外の民間企業さんの方に依頼をしておるということで、現場の作業ですとか、そういったものの支援については、市内の企業の方にもご協力をいただいている計画ということの中で、最終的な意志決定ですとか、あと地域内の合意形成といったものにつきまして、かみむら小水力の株式会社の方が行う計画というふうにご伺っております。

発電施設の概要になりますけれども、まず、設置する場所ということですが、あそこの飯田市さんの方の河川のほとんどが天竜川水系ということで、その支流を含めまして、ほぼ一級河川及び準用河川ということになっているといったこと。あともう1点、あと経済性を確保できる小水力発電を行える普通河川というものがないといったこの2点から、地形的には急峻ということで、水力発電には認められている、恵まれている地形ということにはなりませんけれども、許認可といった申請の関係を取らざるを得ない一級河川を位置に指定したということで、平成21年度に国の方の小水力発電の導入ポテンシャル調査というものがあつたんですけれども、その調査に基づいて、一級河川の小沢川というところで発電をすることになったというふうにご伺っております。

あと、設備の諸元ということになりますけれども、取水する地点につきましては、小沢川の上流に治山堰堤がございまして、そこから取水するというので、放流地点の方は、小沢川とあと上村川の合流地点を放流地点ということで、その間に管路、水圧管路の方を約900メートル程度埋設して、上村川のところで発電をするという計

画ということでございます。

で、数字的な話になりますけれども、最大の取水量の方が、0.3立米毎秒ということで、常時の取水量については、0.05立米毎秒ということ。あと有効落差については、最大の取水時の方が80.42メートル、常時の取水量時が86.74メートル、最大取水量の出力の方ですけれども、最大出力が172キロワット、常時の出力の方は26キロワットということで、年間の想定発電量につきましては、84万2,000キロワットアワーということで、80軒分ほどの発電量になるということになります。水車の形式ですけれども、横軸のペルトン水車ということになっておりまして、事業の進捗状況という形になりますけれども、これにつきましては、取水地点の方が、まだ国調の方が終わってないということ、あと長野県さんの方でも、この地点の河川台帳の方が未整備ということもございまして、官民境の境界等がまだ未確定ということがある中で、まだ県との協議をしているという段階ということでございます。

あと、一級河川ということですので、水利権の関係もこれから協議ということ。あと、売電、全量を売電ということですので、中電さんとの協議等もございます。

そういったことで、先ほど議員さんの方から、来年度の稼働予定というふうにお話がありましたけれども、新聞報道ではそうになっておりましたが、私の方で飯田市さんの方へお聞きする中では、31年度、もう1年遅らせて、31年度稼働を予定しておるといふふうにお聞きしております。

ということで、売電、その売った電力の儲けというか、収益についても、今後どうしていくかというのは、これから協議というふうに向っております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 大変勉強になりました。私も、やはり実際に自分の目で、現地へ行って、機会があったら確かめて、いろいろ勉強をしてまいりたいと思います。

小水力発電の事例といたしましては、このほかに、中部電力が清内路に小水力発電所の建設を計画しております。これは、大平の小黒川などから水を取り入れまして発電をして、清内路川に放水するという計画でございまして、2022年に運用開始という計画のようでございます。

私がこうした水力発電に関心を持ち始めましたきっかけは、今年の5月30日に飯田市のある高校で、県の副知事と高校生との懇談が行われました。その席上で、ある高校生が、長野県のこの地形を生かして、水力発電をもっと盛んにしたらどうでしょ

うか、という発言をいたしました。

私がこの発言に注目したのは、実は、私はそれ前に、「水力発電が日本を救う」という本を読んでいたからでございます。これは、国土交通省の元河川局長の竹村さんという方が書かれた本で、この本のタイトルが、「世界でも希な地形と気象を生かしてエネルギー資源大国になれる」というタイトルでございます。

また、竹村さんは、将来の構想といたしまして、分散型ネットワークエネルギーシステムというものを提唱しております。これを伊那谷に当てはめますと、伊那谷分散型ネットワークエネルギー地帯ということになるかと思えます。これは100年後を見越したような大きなスケールの構想でございますが、今は小さな一歩を踏み出すことが重要かと思えます。

私の友人に、太陽光発電で年間何百万円もの収益を上げている友人がございしますが、この友人とも、この喬木村で小水力発電の可能性を探ってみたらどうか、というような話をしております。

そこで質問でございます。

先ほどお話もありましたように、大変実際にやっていくとなると、いろんな困難な問題が出てくるということでございますが、もし喬木村でこうした小水力発電の取り組みが始まりましたら、村の方から、資金援助も含めまして、支援をしていただけるかどうか、質問をいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 急激に進む地球温暖化の中から、この地球を守るためにという取り組みの中で、自然エネルギーの活用というのは、この国に住むもの、また地球上に住む我々にとっては大きな課題だというふうに認識をしております。

村におきましても、平成19年度に地域新エネルギービジョンというのを策定をいたしまして、年に1回、新エネルギー推進協議会において、村の新エネルギーについて検討しております。

このビジョンの中では、小水力発電を村の中で行うという場合、その期待可採量は324ギガジュールとされておりまして、簡単に申しますと、灯油のドラム缶換算で44本分ということになります。これに対しまして、太陽光発電は1万4,681ギガジュール、木質バイオマス発電は4,920ギガジュールということで、小水力の期待量というのは小さいということが検討をされているところでございます。

議員がおっしゃいましたとおり、小水力発電は、農山村の資源を活用して、分散型エネルギー供給社会を構築する上では、非常に可能性を秘めたエネルギー源であるというふうには思っております。

既存の農業用水路の落差を利用した発電ですとか、砂防堰堤の落差を利用した発電、あるいは落差工の高低差を使用した発電、既存の水道用導水管の落差を利用した発電所等が、各地で建設をされまして、稼働事例も実際にごございますので、土地改良区や地域住民の方々が、小水力発電に主体的に取り組んでいただくことは、地域の活性化にも寄与するものだというふうには思っております。

ただ、実施にあたりましては、先ほどの上村小水力発電所と同様、簡易になったとはいっても、各種法律や権利、技術者の選任等、解決しなければいけない問題がとて多くございますので、専門家を交えた慎重な計画が必要になると思っております。

村内で小水力発電の取り組みが行った場合、資金的に援助する考えはあるのか、というご質問をいただきましたが、発電設備については、小規模な発電施設では、建設単価や管理費が高くなるという傾向が現れておりまして、果たしてこれが事業として成り立つかということは、大きな問題であるかなあというふうには思っております。

上村の発電所におきまして、発電機を外国製にするのか、国産のものにするのかとか、金額と性能のバランスで、機器の選定にも頭を悩ませているということもお聞きをしております。

また、日々の維持管理も必要になるために、管理体制の構築も、稼働までには解決をしなければならないということになります。

実際、村でも、過去に排水路を活用した小水力発電の実験をしてみいました。ご存じかと思いますが、県道、棕鳩十記念館のところから堰下地区まで、河岸段丘を利用しました落差を利用いたしまして、交流センター上の唐沢川におきまして、民間と共同で発電機を設置をいたしまして、交流センター周辺の防犯灯等に電力が供給できないかということで実験をさせていただきました。この際、実は突然の大雨によりまして、その水車に大きなゴミが絡みまして周りに水があふれ出るという、大変近所の方々にご迷惑をおかけをする結果になってしまったということで、これはもう事業化については断念をさせていただいております。

資源にお金がかからずクリーンなエネルギーでありますので、活用できればいいというふうには思っておりますけれども、初期投資の問題、それから村の失敗事例にあ

りますように、その維持管理をどうやってやるのか、というようなところを考えていきますと、過剰に経費がかかるようでは本末転倒となってしまいますので、資金援助につきましては、計画が出てきた段階で、その計画をしっかりと聞き取りをし、個別に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 実際に行うとなると、非常にいろいろな問題が出てくることは理解できます。また、いろいろ各方面とも相談したりしながら、できるだけこの実現に向けていけたらいいのかなと思います。

現在、ESG投資ということが、社会環境投資ということで、これは欧米を中心に始まりまして、世界中にこう広がってきております。これは環境問題、社会問題に取り組む企業に対しまして、積極的に投資をしていこうという運動でございまして、日本でも、公的年金基金などを中心に取り組みが始まっております。

村の方でも、また今いろんな難しい問題もクリアしなければいけませんけれども、こうした環境問題、社会問題に対する取り組みに対して、積極的に支援をいただければ有り難いかなというふうに考える次第でございます。

さて、SDGSの一番最初の項目、第1項目は、貧困をなくそうであります。

私はこの問題に関しまして、去年の、失礼しました。

7月の議会において、子どもの貧困化対策の一つとして、要・準要保護児童生徒の給食費、現行は6割補助でございしますが、これを全額補助にさせていただきたいと提案いたしました。

その後、決算におきまして、この要・準要保護児童生徒の援助費、この決算額が270万円、そのうちの給食費の補助費の決算額は143万円であることが明らかになりました。

そこで、もし来年度予算におきまして、私の提案どおり、給食費の全額補助を実現していただきますと、要・準要保護児童生徒の援助費が370万円、そのうちの給食費が240万円ほどになるかと思われま。

そこで質問でございますが、来年度予算要求におきまして、この要・準要保護児童生徒の給食費の補助費として、いくらを予算要求しておられるのか。あるいはいくらを予算要求しようと予定していらっしゃるのか。質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 要・準要保護の給食費に対する補助の6割から全額へ、全額補助へと引き上げることの質問につきましては、議員がおっしゃいますとおり、7月10日行われました第2回の定例会の一般質問の際に、答弁をさせていただいております。

その内容につきましては、現段階では適切な補助を行っていると考えておりますけれども、経済的に支援が必要な家庭の生活の経済状況を把握する中で、適正な支援について検討をしていきたい、というふうに回答をさせていただいております。

その後ですけれども、対象者の経済状況、それから給食費の納入状況などを調査させていただいております。

調査させていただいておりますところ、給食費の納入が滞っているような家庭、それから給食費の納入に対して問い合わせをしていただくというようなことは、今までありませんでした。

さらに、要・準要保護の援助の対象にならないご家庭の方、給食費の補助の対象にならないご家庭の中にも、日々の生活を心配されている方もいらっしゃると思いますので、給食費の全額補助をするということにつきましては、公平性にも着目していかなければならないかなと感じております。

これらのことを踏まえまして、要・準要保護世帯の給食費の補助率は、現段階では、現行の6割の補助が妥当ではないかと判断しております。

来年度予算要求につきましては、これからの作業となります。予算査定につきましても、来年の1月中旬から下旬にかけて行うこととなりますので、補助の予算要求につきましては、現行のとおり考えておりますけれども、この件につきましては、今後とも引き続き研究を重ねていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 私としては、実現を強く期待するものでございます。

私といたしましては、この要・準要保護児童生徒の給食費の全額補助が実現するかどうかにつきましては、来年度予算案を評価する上での重要なポイントの一つと考えておる次第でございます。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤澄壽議員の質問を終わりました。

◇ 通告2番 下平 貢 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告2番、下平貢君。

○2番（下平 貢） 議席番号2番、下平貢でございます。

私からは、交流センターの周辺の整備計画について、ご質問を申し上げます。

交流センター周辺の整備につきましては、長年、「小さな拠点」づくりのモデル事業として、また、交流センター周辺整備検討委員会などの会議を通じまして、検討が重ねられてきております。

昨年、交流センター前のガラス温室が撤去されまして、交流センター前の駐車場がきれいに整備されております。現在では、村の交通の拠点としての位置づけもできてきたかなというふう感じておるところでございます。

そこで、本事業におけるその整備効果というものを、村としてどのようにとらえておいでになるか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 交流センター前の整備につきましては、25年から「小さな拠点」整備に取り組んでまいりまして、27年度には、交流センターの内部改装を行い、そして28年度には、コミュニティバスの発着点整備事業ということで、センター前広場の改修をさせていただきました。

これを村としてどのように評価しているか、というご質問をいただきましたが、バスターミナル機能としての機能については、いわゆるサンベリー地区を訪れる皆さまと、村民バス、コミュニティバスとの動線が分離されたことによりまして、より安全にご利用いただけるようになったというふうに考えております。

現在、近隣町村との公共交通の連結についても検討を進めておりまして、そうなりますと、喬木村からよその地域へ行くというターミナル機能の重要性も、さらに高まってくるものというふうに考えております。

また、広場を多目的に利用できるようにということで整備を行ってまいりまして、休日には、先に行われました総合文化祭であるとか、あるいはいちご狩り、りんご狩りのオーナー園のイベント等に積極的に活用をいただいております。

交流センター内部につきましても、停留所を移動したことで、バスの待合にも利用できるとともに、指定管理を行っていただいておりますNPO法人たかぎの創意工夫によりまして、昼食等の提供もしていただいていることから、交流スペースとして有

効活用が以前より図られるようになったというふうに評価をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） このたびの整備につきましては、私も大変効果が、整備効果が高いというふうに私も評価しておりますので、これからも注目をしてまいりたいと考えております。

続きまして、豊丘村の道の駅と喬木村としての関わりをお聞きをいたしたいと思っております。

折しも、今朝の信毎の朝刊に掲載もされておりましたけれども、豊丘村の「道の駅南信州とよおかマルシェ」が来春オープンとなります。併設されます地元スーパーをはじめとしまして、農産物直売所、レストラン、農産物加工所などが併設されまして、竜東地区として大きな商業施設となるととらえております。

当然ながら、今後、喬木村の農産物も、そちらの方へ動き出すのかなというふうに想定をされますけれども、そのそうした総合的な関係と喬木村との関わり、その影響をどのようにとらえているか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 「道の駅南信州とよおかマルシェ」につきましては、村内企業の皆さまが喫茶店やスイーツ販売を行うテナント出店も決まったようでございますし、地元のスーパーの皆さまがスーパーを営むということをお聞きをしているところでございます。

また、農産物直売所を開設することによりまして、通年農産物を提供するためには、豊丘村内ばかりではなく、近隣市町村の農家にもお声がけをして、参加を呼びかけているというふうにもお聞きをしております。

この施設にかかわらず、新しく道の駅でありますとか商業施設がオープンをいたしますと、一度は訪れてみたいといった消費者心理が働くために、一定期間、本村の商業に影響を与えるのではないかとこのふうには考えております。

この「とよおかマルシェ」の整備計画が明らかになって以降、本村の事業者の方々にも、例えば売り場面積を拡大したりだとか、運営方法を改善したりだとか、イベントを今まで以上に多く行ったりということで、その影響を最小限に食い止めるよう、さまざまな工夫をされているというふうにお聞きをしております。

実際に、「とよおかマルシェ」が開業してみないと、その影響がどの程度になるのかということは、いま推測ができませんが、限定的な影響で済むように、関係者が一丸となって、さらに魅力ある施設となるように、喬木村、商工会、あるいはJAさんと協力して、取り組んでいく必要があるかなあというふうに思っております。

将来的には、竜西に偏っているこの経済圏を、竜東にぜひ回ってきていただきたいということになりますので、喬木村と豊丘村、お互いによき競争相手として切磋琢磨し、竜東地区発展のために共存・共栄できるような仕組みができていけば有り難いなというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 私も同感でございます。竜東地区の、そして「とよおかマルシェ」が、竜東地区の一つのキーポイントになることは感じておりますし、喬木村としても、その玄関窓口としての、竜東地区の窓口として、その立ち位置が、この喬木村は「とよおかマルシェ」と共同して発展していくことが肝要かなというふうに、私も思っております。やはり共に発展することを期待するところでございます。

続きまして、交流センター周辺の今後の整備計画の予定について、お聞きをいたします。

喬木村は、リニアガイドウェイヤードが建設をなされますが、その跡地利用の計画の策定がいよいよ始まっていきます。計画遂行は8年後ということになるわけですが、この8年間、現状のいま交流センターを拠点とした今のこのままの現状でいくのか、それともまだ新たな計画があるのか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） JR東海の計画によりますと、平成30年度までにガイドウェイヤードとして利用するというので、その間に後利用計画をしっかりと立てて、詳細を煮詰めて、うまくJRから村へとバトンタッチをしていただく必要があるというふうに思っております。

後利用につきましては、平成27年から2年かけまして、交流センター周辺整備検討委員会の皆さんに整備構想を策定をしていただきました。その際には多くの皆さまからご意見を頂戴し、また、村民の皆さまにもアンケート調査を実施するなどして、村民のニーズを把握したところでございます。

また、職員間におきましても、総合計画の重点プロジェクトについて、プロジェクトチームを立ち上げて、この検討を進めております。

議会におきましても、村や未来塾とともに、後利用を含めた将来のランドデザインを描く組織を立ち上げるというふうにもお聞きをしているところであります。

これらの検討や、また新しい視点も取り入れながら、具体的な計画を立てて実施していくわけでありますけれども、平成38年度末までの時間は、事業実施にあたりましては、非常に限られた時間であるということは認識をしております。

また、ガイドウェイ跡地と既存のサンベリー地区、それを結ぶエリアと一体で計画をしていく必要があるというふうに考えておりますので、それまでは交流センターを含むサンベリー地区を中心としたゾーンを、喬木村の交流拠点と位置づけまして、事業を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ガイドウェイヤードの跡地につきましては、ぜひ実現可能な地に足の着いた、そうしたしっかりとした計画が望まれると、私は考えております。

続きまして、交流センター周辺の整備につきましてのその交流センター横の村所有の、村が取得しております交流センター前の村所有の民家につきまして、現在は倉庫として利用していると、私は認識しております。

今お話がありましたように、サンベリー中心で、今後いましばらくは進めていくということでございますけれども、経済効果が、価値が高い一等地の利用の仕方としては、今の倉庫という使い方はいかなものかなというふうに感じておるところでございます。

そこで、8年後を見据えて、その布石となるような施設の建築を提案をさせていただきたいと思っております。

8年後を見据えて、仮設でもよいので、小さな道の駅としての機能が備えられるような施設の建設はできないのか。また、折しも交流センター内で展開中の軽食や定食の提供も、ようやく定着しつつあるところでもありますし、5万人を数えるいちご狩りによる来村者に対する経済活動にも、一石を投ずることができるのではないかと、うふうに感じております。

また、今後、リニアの工事関係者が入村することも想定いたしますと、その経済効果は高いものととらえておりますが、村としてどのようにお考えか、お聞きをいたし

ます。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 議員ご指摘をいただきましたとおり、当該家屋につきましては、現在、倉庫としての機能が大きいわけですが、今年度当初予算におきまして、役場隣接地に防災倉庫の整備がかないますので、その機能を移転することというふうにしております。

残りしました家屋につきましては、来年度予算で、取り壊して更地にするよう計画しております。その費用をぜひお認めをいただきたいというふうに考えておりますが、これによりまして、交流センターと道向かいにはなりますが、大きな広場が誕生するということとなります。ぜひイベント等によって有効活用を図れるようにということで、計画をさせていただきたいなというふうに思っております。

ここの土地の利用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、村といたしましては、交流センターが位置するサンベリー地区とガイドウェイ跡地と、こう動線を考えていったときに、この地域も、今ではなく、そのときに一体として整備をしていく必要が生じるエリアになるんだろうなというふうに考えているところであります。

もちろん各種イベントにおいて、仮設のテントですとか、あるいはいろんなものを運び込んで、こうイベントを盛り上げるということには、大いに活用できる場所だというふうには思っております。

ぜひ議会におきましても、ガイドウェイヤードの後利用も含めた将来のグランドデザインを描く中で、この地域、それからこの土地の活用についても、村と一緒に考えていただければ有り難いなあというふうに思っております。8年後を見据えたこの地域全体の活用の中で、あの土地の活用について、しっかりとした方針を示していきたいなというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 私は、村の「小さな拠点」という位置づけで、今あそこを整備計画が進められておりますけれども、小さなということではなくて、最も重要な拠点となるように、検討していく必要があるというふうに考えております。

今お話のありましたように、8年後、また将来を見据えて、しっかりとした整備計画が立てられることをご期待いたしまして、私の質問を閉じたいと思います。

○議長（下岡幸文） 以上で下平貢議員の質問を終わりました。

◇ 通告3番 櫻井 登 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告3番、櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 大変冷え込む日々が続くわけですが、外部に設置されておりますトイレの水洗も気になる時期でもございます。

そこで、早速、私の質問でございますが、村内公共施設のトイレにおきます洋式化についてということで、お尋ねしたいと思います。

質問の前提としての調査と、それから本質問の趣旨を簡単に申し上げまして、質問をさせていただきたいと思います。

前提としまして、村内の公共施設に設置されているトイレの様式を調査をいたしました。その結果が、表1にまとめてございます。

その説明でございますが、(イ)としまして、男女ともにそれぞれ和式トイレが多数ありました。(ロ)としまして、洋式トイレは、3カ所を除いて身障者用トイレとして、各施設ともに1カ所の設置がございました。(ハ)としまして、比較的新しいトイレは、洋式トイレが設置がありました。(ニ)といたしまして、数カ所は老朽化したトイレというふうに見てまいりました。これは改修の必要性が早急にあるのではないかなということで、表中の丸印がその箇所ということでございます。

ということで、この表をごらんいただきながら、併せてまたその趣旨でございますが、村内外の利用者の声というものに基つきまして、この調査、確認をいたしましたので、このまた状況の中でも、以下に声というものでちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。

(イ)としまして、りんご狩りのお客様のクレームで、「洋式トイレでないと困ります」という声がありました。(ロ) 農家の高齢化進行に伴う和式トイレ使用の辛い声でございます。これは、りんご農家の方が公園のトイレを使用される時のことを言われているものでございます。(ハ) 日常習慣が洋式のため、和式トイレの違和感の声がございました。(ニ) 「和式トイレは汚されたままで汚い」という声もございました。ただし、この場合は、区の衛生の係が4名おりまして、一番先にこのことを承知された方が連絡をしていただいて、すぐきれいに片付けるということをしております。(ホ) 一般家庭では洋式トイレが主流という声。(ヘ) 公園管理やトイレ掃除が行き届いているという声などさまざまございました。

そこで質問でございますが、村内の公共施設に設置されているトイレの洋式化への改修はどうかということ、老朽化のトイレも含めまして、お尋ねしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） それでは、お答えさせていただきます。

下水道の普及に伴いまして、各ご家庭でトイレの洋式化の方が進んだということもございまして、高齢の方ですとか子どもさんでも、もう洋式じゃないと用が足せないという方がいるということは承知しております。

また、議員ご指摘のとおり、村内の公共施設のトイレが和式が多いというのも、和式が多くて使いにくいという声があるということは、私どもも承知はしております。

一方で、一般家庭、ご家庭のトイレと違いまして、不特定多数の方が公共トイレは使われるということで、洋式ですと、直接肌に触れたりということもございまして、そういうところを嫌がる方がいるというのも、これまた事実かなというふうには思っております。

公共下水道の集合処理区域外の施設につきましては、合併浄化槽あるいは簡易水洗というもので処理をしておるんですけれども、その汲み取りの実績を見ますと、数年に一回程度しか汲み取りをしてない施設もございまして。それと、特にこの時期、冬期になってきますと、破損してしまったということで、修繕ということが起きた関係で、冬期は閉鎖しておるような施設もございまして。そういったものもございまして、場所によっては、利用者の方がそれほどいないのではないかというような施設もございまして。

ただ、いま議員の方からも、老朽化というようなお話もいただいておりますので、そういったものも含めまして、全部が全部必要なのかということもございまして、そういった老朽化とか、あと使用頻度、そういったものを見させていただいて、必要と思われる箇所については、そういった老朽化改修と併せて、ちょっと検討させていただきたいというふうには思っております。

あと、トイレの清掃についてですけれども、これにつきましては、場所によりまして、NPOに村の方で委託をしているもの、あと地域の方々に管理をお願いしているものもございまして、わりときれいになっているというような声もいただいているようですので、今後一層、そういった形で気持ちよく使っていただけるように、維持の方をしていきたいなというふうには思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまお話にもありましたように、すべてはなかなか難しいということでございますし、それから、まだまだ公共施設内のトイレのほかにも、保育園であるとか、小中学校、あるいは集会施設等、考えれば、計画的な大改修ということにもなっておりまして。

お話のように、いただきましたように、優先順位を考えていただく中で、例えば来村者の多い公園等のトイレは、様子を見ていただきながら、改修をしていただきたいと、いただければなというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

こちら、前提といたしまして、表を用意をさせていただきました。

こちらの方は、病院へ通う通院の場合のタクシーの件でございますが、表1の方、試算表1の方ですが、こちらは、下段の地区から市立病院への通院の場合、片道でございますが、例示してございます。

質問の一つとしまして、高齢者支援のタクシー券制度について、お尋ねしたいと思います。

現行制度の利点・欠点は何でしょうか。また、見直しの有無はいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 現在、村の移送支援事業につきましては、7区分としておりまして、独居高齢者や高齢者世帯、介護保険認定者、心身障害者、透析者の7区分に分けて、タクシー券または給油券を交付し、社会参加や通院などの移動に必要な経費の一部を助成する制度となっております。

タクシー券につきましては、車を持たない高齢者世帯などの買い物、通院等の外出の支援としまして、支給されている方々からは概ね好評を得ているというふうにとらえております。

一方、発行対象者の区分や公平性に課題があるということも認識をしております、平成28年度から総合事業が開始されまして、総合事業対象者については、タクシー券の支給の対象外となっているために、心身状態に大差のない介護保険の要支援認定者はタクシー券が支給されるといったことから、不公平感を感じるという声も聞か

れております。

さらに、現行制度では、要介護認定者の方や交通弱者の世帯に支給が限られるほか、特に給油券の利用につきましては、本人が入院中や死亡後に家族が利用されるといった、ご本人以外の利用が時に見られまして、移送支援という本来の目的にそぐわないという事例も発生してきております。

こういったことを踏まえまして、財政面や身体状況を加味して、移動の支援が本当に必要な方への支援ができるよう、根本的な補助のあり方、その対象者についても、現在検討をしております。

また、3月議会には、改正内容について、ご説明したいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 今のお話の中にございました、7区分の対象があるということでございますが、この表のところで吹き出しで、見直しの必要性という枠を記入してありますが、ちょっとこの数字的なものは読み替えをしていただきたいのですが、2,000円ではございません。2,500円というのが現状のタクシー券の中身でございますので、例えばこの表で見えていきますと、飯田の市立病院まで通院する場合は、タクシー料金は、以上の計算で2,700円くらいということになりますが、2,500円の券を使いますと、個人の方の利用者の負担は200円ということになります。

併せまして、もし手持ちの券がそれ以外の券でございますと、4,000円とかあるいは5,000円の券でございますと、実際の金額がそれで充当されて、おつりは出てこないということでございますし、手持ちの券がなくなりますと、それで終わりということでございます。

お隣には、TY村の事例ということで掲示をさせてもらっておりますが、こちらはやはり制限等がありまして、こちらの場合は、例えばTY村の役場から市立病院までの場合ですと、タクシー料金としておよそ3,700円になると思いますが、こちらは個人の負担が1,400円ということで、村の負担がその差額の2,300円ということで、ただし、同様に、決められたところの病院においての1,400円ということでございますので、これ以外の目的には使えないということとなっております。

そのようないろいろな方法が、手段があろうかと思いますが、次の質問に移ってま

いりたいと思います。

タクシー券が高額の金額の定額券ということで、先ほども4,000円とか5,000円とかいう話を出しましたけれども、そういうことでございますが、1枚500円とか1,000円の枚数の綴りであれば、必要な枚数と現金との組み合わせといった料金の支払いが可能だと思うんですが、そういう意味で、改善の話もありましたけれども、この高額な定額券であるという理由は、特にありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 介護保険受給者の方のタクシー券につきましては、富田・大和知・氏乗・加々須地区が4,000円、大島地区が5,000円、それ以外の地区が2,500円を上限額として24枚を発行しております。

金額設定につきましては、重症化予防の目的ということで、多様な診療科を持つ飯田市立病院の診察を1カ月に1回保障するというための補助として考えておりまして、飯田市立病院までの片道のタクシー代を基準として算出しております。

そのために、近隣の医療機関へ受診される方につきましては、発行しております金額よりも少ない金額で料金を支払うことが生じますけれども、事業の目的をご理解いただければというふうに考えております。

現在、65歳以上の方がバスを利用した場合には、村内区間についてはすべて無料となるよう、無料パスの交付を行っております。そのほかコミュニティバスも定期巡回しておりますので、そちらも併せてご利用いただければというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 現実的には、タクシーに限らず、村内バスあるいはコミュニティバス等の利用をしていただく中で、タクシーとの組み合わせも考えていただければいいのかなという考えもしておるわけですが、いずれにしても、タクシー券の枚数制限とかという方法でございまして、利用者が意識しすぎて戸惑ってしまい、通院回数を減らしたりとか、通院間隔を開けるというような自ら調整をされて、治療の専念から遠ざかってしまうとか、あるいは治療も長引きまして、医療費にそれが転嫁されるということで、医療費が増大するというような懸念もございます。いわゆる治

療抑制の作用が働いてしまうと思うんですが、一方、通院に限っては、利用回数は無制限、1回の通院当たり定額、遠くの場合ですと1,400円というTY村事例の場合ですと、利用者負担が明確でありまして、安心して治療に専念できて、早めの治癒となつて、医療費の軽減化も図られるのではないかと考えられます。

そういったところも含んで、いろいろ改善をされればよいのかなと思います。

そこで、次にもう一つ質問をお願いしたいと思います。

利用者、事業者、行政の三者が、これならいいなというタクシー券の仕組みづくりというもので、また、重複したような質問でございますが、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 高齢者のみの世帯が増加傾向にある喬木村におきましては、村民にとって日常の交通手段に対する支援というものは、不可欠なものだというふうと考えております。

議員がおっしゃるように、利用者や事業者、行政が、それぞれいいと感じることができる事業であることを目指しておりますけれども、効果が高く、公平性も確保された事業であるためには、検討すべき要素が多くあると考えております。

先ほども回答させていただいておりますけれども、既存の公共交通との連携、受給できる方とできない方の公平性なども考慮しまして、一時的な補助とならないよう、財政面でも持続可能な施策として実施できるよう、検討を行っております。

見直しにあたりましては、近隣だけではなく、県内の市町村の制度内容を参考にもさせていただいております。よいところは積極的に取り入れて、活用しやすいものにしていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 利用者の安心感をいかに充足させられるか、限られた予算をどのように配分すれば公平化が可能か、事業者の安全運行がより担保されるか、三者のバランスが非常に重要かと思ひます。ですので、見直しの折には、そのようなことも加味していただきながら、よりよきタクシー券の運用が可能となりますように、改善していただきたいと要望いたします。

以上で質問を終わりといたします。

○議長（下岡幸文） 以上で櫻井登議員の質問を終わりました。

◇ 通告4番 東原 靖雄 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告4番、東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 議席番号6番、東原靖雄です。

質問事項として、基幹林道大島氏乗線の早期完成と。

基幹林道大島氏乗線は、平成6年度に地元説明が行われ、平成7年度より着工され、現在までに22年間経過されました。当時の説明会の概要計画では、期間10年間、工事費約10億円と、完成と言われていましたが、未だ完成されておりません。

この基幹林道は、大島上平地籍から氏乗貸又地籍までの全長8,200メートルです。伊那山脈の喬木村に面した自然豊富な広葉樹林で、その貯木量は計り知れないものがあると思われます。これらの搬出、また、大島地区での災害に見舞われたとき、現在の一般県道大島阿島線が不通になったとき、緊急に食料、資材の搬入ができる路線が必要と思われます。このように、いくつかの目的を持った基幹林道です。

着工より平成28年度までに実施済みは6,656メートル、工事費22億4,600万円、うち大島区間11億600万円、氏乗区間11億4,000万円になり、残り区間は1,544メートルあります。

現在、県林務課の調べでは、国の補助事業であり、地方創生道路整備推進交付金により、また、実施完成予定は平成37年度になっています。

今後の先線の地形の急峻、崩壊地があり、難工事が予測されています。見込みでは、8年後の完成ということになりますが、残された区間は、県林務課でご指摘のように、大変厳しい地形で、工事の安全性、完成後の通行の安全、また、防災に考えたとき、林道規程の特例として、トンネル施工を要望いたします。

ここでお尋ねします。

執行機関は県にあります。村ではそうした県との交渉の段階で、完成は8年後の平成37年度でよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） 完成予定時期のご質問ですけれども、基幹林道大島氏乗線の工事につきましては、村と長野県の方で共同作成をしております地域再生計画に基づきまして、国の補助事業、地方創生道整備推進交付金によりまして、平成31年度を期限

として、現在進められている計画でございますけれども、平成28年度末での未施工区間の方が、議員のおっしゃったとおり、約1,500メートルほどまだ残っておりまして、この期間内に完成の方は困難ということで、現在のところ、もう1年期間を延長して、32年度まで期間、事業期間の変更申請の方を予定しておるといってございます。

ただ、この期間申請が認められたとしても、まず困難ということの中で、平成33年から37年度までを事業計画としました次期の再生計画の方を、一応現在の方は見込んでおるといってございますけれども、いずれにしても、あくまでも事業主体であります長野県さんの方の予定ということが、37年度ということになっておりますので、一応現在のところ、そういう形になっております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 大変長野県でも厳しい地域として取られた場所でもあり、ただ、過去に、喬木村から現在飯田市上村に結んでいる、昭和40年頃に赤石林道というものが着工されました。最後は、赤石隧道というトンネルで施工されております。

ぜひこの特例を生かして、今後の大島氏乗線も、そんな難工事を、ぜひそんな先ほど申し上げたとおり、危険な箇所であるということで、安全性、防災面においても、その必要性があるんじゃないかと、その辺も強くお願いしたいというように思います。

引き続いて、一般県道大島阿島線は、現在までに改良率45%といわれています。この5年間に488メートル、工事費1億3,000万円が投資されています。

地形の勾配的、線形的においても、大型バスが通行できる路線ではないと思います。地域住民の通勤路線であり、通行しやすい路線になることを、さらに改良を引き続きお願いするところであります。

基幹林道の開通は、やがて三遠南信自動車道矢筈インターにつながり、さらに浜松、東海地区につながります。今まで加々須川の源流の元で、行き詰まりの感じをしましたが、その開通により、伊那山脈に一つの大きな風穴が開き、開放感が生まれると思います。地域住民にとって、夢であり、希望であると思います。

この基幹林道こそが、地域を守る一つの政策ではないかと思います。やがて若者たちが道のよさを感じ、自然豊かな大島・加々須地区の特産品であるマツタケ観光をはじめ、多くの観光に熱が入り、地区活性化になることは夢ではないと思います。

そこで、お尋ねします。

先ほどの基幹林道完成のためには多額の投資がされますが、県道大島阿島線が縮小されることはないでしょうか。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長(福澤博之) 今ご質問にありました基幹林道大島氏乗線の関係につきましては、この工事の所管の方が、農林水産省の所管の予算ということになります。で、県道大島阿島線につきましては、これは国土交通省の所管の予算ということになりますので、この2つの予算が関連して増減するということはないというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 今ご指摘されたように、2つの施工機関は違った機関であるということで、認識はしておりましたが、関連性があるかということでお尋ねさせていただきました。

大島・加々須地区の夢と希望を与える基幹林道大島氏乗線の早期完成を切に思い、今後、県林務課に強く働きをお願いしたいとところであります。

以上で私の質問を終わりといたします。

○議長（下岡幸文） 以上で東原靖雄議員の質問を終わりました。

ここで、議長より発言をさせていただきたいというように思います。

本日の日程について、一部変更をいたしたく、これにつきまして、お諮りいたします。

一般質問を午前11時55分まで、12時から12時半までは、この横の委員会室におきまして、今日お見えの報道陣の皆さんの取材を受けると、12時30分から1時半まで昼食とし、13時30分に再開ということにしたいというふうに思います。

これにつきましては、今この一般質問につきましては、くりんネットで全村に流れておりますが、番組の放送の関係で、11時55分から1時半までの間が放送が入るためということが理由でございます。

これにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めて、本日の日程をこのような形で変更させていただきます。

続いて、お諮りいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、10時25分といたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時25分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

最初に報告をさせていただきます。

先ほど下平貢議員より、家庭の事情により、急遽病院の方に行かなきゃならないということで、欠席の申し出があり、受理をいたしました。受理をし、許可いたしましたので、報告させていただきます。

それでは、一般質問に戻ります。

◇ 通告5番 佐藤 文彦 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告5番、佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 議席番号1番、佐藤文彦でございます。

今回私からは、2点4項目について、お伺いをさせていただきたいと思います。

まず1点目、保育所あり方検討委員会についてですが、2つほどお伺いいたします。

現在の保育園のさまざまな課題を踏まえ、保育所運営審議会からの答申を受けまして、新たに保育所あり方検討委員会が設置されました経緯につきましては、第2回定例会において確認をさせていただいております。

平成27年4月からの子ども・子育て支援法、新制度の施行によりまして、標準時間保育と短時間保育の認定区分が明確化されました。

保育時間につきましては、標準保育で最大11時間と、長時間となっております。

併せまして、未満児保育の増加や特別支援の必要な児童の増加など、保育士不足といわれる中、当村におきましては、正規職員2名の採用や、その後、嘱託職員、臨時職員を採用されるなど、さまざま課題解消に努めていただいております。

今後も予想されます未満児保育の増加により、保育士の確保や施設の増床等、そのほか解決すべき課題は山積みであると認識しており、あり方検討委員会での審議にも

大変注目をしておるところでございます。

そこで、お伺いをいたします。

現在、保育所あり方検討委員会での課題を含めた検討内容と審議の状況、また、検討委員会からの答申の具体的な時期について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 現在運営しております喬木村の保育所では、施設の老朽化、保育士の確保、未満児保育の増加、駐車場の確保、温暖化による熱中症対策など、さまざまな課題を抱えております。

村の保育士の配置基準では、0歳児につきましては3人に1人、1歳児につきましては5人に1人、2歳児は6人に1人の保育士を配置することとなっております、未満児保育の受け入れの増加によりまして、保育士の確保が大変困難な状況になっております。

また、未満児室そのものが手狭となっております、こちらにつきましても、喫緊の課題となっております。

これらの課題解決に向けまして、昨年度、保育所運営審議会におきまして、喬木村保育園の統合の適否につきまして、村長より諮問をさせていただいております。

その後、審議会におきまして検討を重ねていただき、昨年12月に、喬木村の保育園に関する課題解消のため、総合的に保育園のあり方を話し合う組織を立ち上げるように、との答申をいただいております。

その答申を受けまして、今年7月から、保育所あり方検討委員会を組織して、喬木村の保育園の課題の共有、保育所の実情を把握するための3保育園の現地視察、あり方検討委員の皆さんの意見の共有、課題解決に向けての検討のためのワークショップを開催しております。

11月に開催しましたワークショップにおきましては、課題解決のための方策として、施設の新設や建て直し、駐車場においては、土地の確保、給与面や働き方の多様化を含めた保育士の確保などの意見が挙げられております。

また、課題解消に向けた総合的な判断の中で、統合が含まれるか、といった問いにつきましては、北保育園・中央保育園を統合し、南保育園は現行どおりといったご意見や、いずれは統合が必要ではないかといったご意見、統合することによってのメリット・デメリットを明確にしてほしいといった意見をいただいております。

今後につきましては、12月下旬に予定しております他市町村の保育所の現地視察や、保育所の総合的な課題解決に向けた検討を行いまして、今年度末までには、保育所あり方検討委員会の方向性を決定していただきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 現地視察であったりワークショップを行いながら、さまざまな課題の検討を、先を見据えた検討をされておられることは、確認をさせていただきました。

改めてその課題について、早急に解決をしていかなければいけないなということも感じます。

引き続きまして、あり方検討委員会での慎重な検討をお願いしたいと思います。

ただいまの答弁にもございました検討委員会で、統合も含めて検討をされておられるということですが、4年前、市瀬村長が1期目に挑まれる上で、18項目に及ぶ具体的な施策を掲げられておられました。その中の一つとして、子ども・子育て支援法の趣旨に基づき、小学校区に合わせた統合保育園も視野に入れながら、村のあるべき幼児期の学校教育、保育の仕組みを確立します、と掲げられておられます。

まさに今、そのさまざまな課題を総合的に解決する時期にあると感じております。検討委員会からの答申の内容によるところもございますが、小学校区に合わせた保育所の統合も、解決策の一つであると考えております。

併せまして、現在、小中学校で行われておりますICTを活用した授業につきまして、先の11月13日に行われました遠隔合同授業公開研究会、長野県ICTシンポジウムにおきましても、新しい学習指導要領の内容を先取りしているということで、喬木村の教育環境に対して、大変高い評価をいただいたところでございます。

このようなすばらしい教育環境に、園児の皆さんもスムーズに入っていけるように、また、喬木村の総合的な教育環境を考える上でも、幼児期の学校教育に対応できるような認定こども園の検討も必要ではないかと考えます。

現在、保育園の課題は、どれも喫緊の課題であり、次代を担う子どもたちが安全に過ごせ、保護者の皆さんの多様な働き方を確保しながらも、安心して預けられる保育所の環境整備は急務であると考えます。

また、統合を検討する上では、リニア中央新幹線の開通を見据えた土地利用の中で、候補地選定にも早急に取り組む必要があるのではないかと感じます。

そこで、お伺いをいたします。

あり方検討委員会からの答申内容によるところもあるとは思いますが、今後、村としては、課題解消のため、現在の小学校区に合わせた保育所の統合であったり、あるいは認定こども園の検討をお考えか。また、それに向けては、この先どのような工程を想定されておられるか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 子ども・子育て支援法の理念としましては、父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、そして職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないということになっておりまして、私も、1期目の具体的な施策の一つとして、小学校区に合わせた統合保育園も視野に入れながら、村のあるべき幼児期の教育、保育の仕組みの確立を掲げて取り組んでまいりました。

特に認定こども園の理念にあつては、保育のみならず、幼児期にふさわしい教育を施していくということで、現在の保育所では、それが叶うような環境にないということも、その背景がございます。

また、そのために、今回、保育所のあり方検討委員会を、この検討するために立ち上げていただきまして、保育に関する課題解消のために、また、安心、安全な保育環境を整えるための検討を進めていただいているということで、先ほど事務局長が申したとおりの推移、経緯を経ております。

今、保育所あり方検討委員会の方ではさまざまな議論を進めていただいておりますけれども、その方向性が出ていない現段階において、私が当時申し上げてきたような、小学校区に合わせた保育所の検討ですとか、それに向けた工程についてということに、具体的に言及することは差し控えをさせていただきたいというふうに思っております。

これから年度末に予定されております、あり方検討委員会からの答申を受けまして、その方向性を確認させていただき、財政状況ですとか、地域情勢を見守る中で、喬木村にあった保育所のあり方について、判断をさせていただきたいというふうに思っております。

万が一、統合に向けて、あるいは課題解消に向けて、建て替えが必要だということになりますと、議員ご指摘のとおり、これからリニア開通を見据えて、喬木村の土地利用計画の中で、保育所はどこに置いたらいいのかとか、これから保小中、教育の連

携ということを考えてときの適地はどこかとか、さまざまな問題について、慎重に検討させていただきたいと考えているところでございます。

ちなみに、それから先の工程でございますけれども、参考までに、松川町の名子保育園ができたときの工程を申し上げますと、保育所運営委員会で統合保育園の整備が承認された後に、保護者、住民、議会への説明を行っております。その後、統合保育園の検討委員会が組織をされまして、建設場所の選定、建設構想の検討を重ね、構想が固まった段階で、施設の設計・建設を進めておりまして、統合保育園整備を決定してから実に4年間という歳月をかけて、地域住民の皆さまのご理解を得ているというような状況になります。

喬木村におきましても、保育園の統合ということは、保護者にとりまして、また、地域社会において、大変重要な問題だというふうに考えておりますので、ここはしっかりと時間をかけて、村の皆さまのご意見をお伺いしながら、喬木村保育、喬木村の幼児教育のあり方について、考えていかなければいけないというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） ありがとうございます。

検討委員会からの答申が出ないうちに、お答えづらい質問だったかと思いますが、さまざまな面で関心を持たれ、また、今後の期待であったり不安視されている保護者の皆さんもいらっしゃいます。そういったことで、いまの現状を確認をさせていただきました。

当然、統合ありきではございませんが、今ある課題を早期解消と、また、保護者の皆さんのニーズに応える。また、やはり一番は、子どもたちの安心と安全な環境を提供するということであろうかと思えます。

引き続きまして、先ほど工程、松川町の工程の話もございましたが、4年をかけてということでございます。その間にもさまざまな課題も発生してくるのではないかとというふうに思います。

引き続き、早急な検討と対応をしていただきながら、併せまして、保護者の不安解消のためにも、そういった情報の開示もできる限り行っていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2つ目、中学校の改修について、2つほどお伺いいたしたいと思いま

す。

昭和59年、ちょうど私が中学校2年のときでありましたが、現在の中学校校舎が完成し、移転をしました。あれから33年が過ぎましたが、当時は当然のことですが、きれいで、また、機能的な校舎に誇りを感じながら通学しておりました。今でも大変愛着を持っております。これまでの生徒の皆さんも、大切に丁寧に使ってきていただいたことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

しかし、時代や環境の変化、特に地球温暖化の進行によるものなのか、夏場の気温上昇は顕著であり、30年前には経験したことのないような35度を超える猛暑日が続く、教室においても熱中症の生徒が出るような状況であるとお聞きをしております。

また、使用教材や用具の変化などによりまして、ロッカーや下駄箱などの収納スペースの使用にも不具合が発生していることや、避難経路となります廊下につきましても、現在の消防法の基準限度であり、廊下に物を置くことができないということで、教室内で対応せざるを得ないとお聞きをしております。

併せまして、現在取り組まれておりますICT等の機器類も増えたことによりまして、教室が手狭になってきているといったようなことも、先の遠隔合同授業公開研究会の折にも確認をさせていただきました。

喬木村公共施設等総合管理計画によりまして、学校については、児童・生徒の安全で快適な学習環境の確保を最優先に、計画的に改修、建て替えを行います、と謳われております。また、その時期につきましても、大規模改修で30年、建て替えで60年と記されております。

中学校校舎については、建設から30年を過ぎ、まさに大規模改修の時期を迎えていると認識をしております。

そこで、お伺いをいたします。

今定例会冒頭、村長のごあいさつの中でも、老朽化の進む公共施設の長寿命化対策に触れられておりますが、改修時期を迎える中学校校舎について、今後、どのような対応をお考えか。また、改修される場合に、その費用はどの程度を想定されておられますか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 中学校につきましても、昭和59年に現在の校舎が完

成しまして、33年が経過しております。

議員ご指摘のとおり、教室のロッカーや昇降口の下駄箱などのスペースが狭い状態や、廊下やドアの老朽化、トイレの洋式化や熱中症対策など、施設の維持や更新などの点でさまざまな課題が挙げられております。

11月に策定を行いました3カ年の実施計画におきましても、体育館の修繕、照明のLED化、空調設備の設置、ロッカーや下駄箱などの取り替え工事について、実施計画の方で見込んでおります。

中学校校舎の大規模改修につきましては、議員ご指摘とおり、その時期が来ていることは認識しておりますけれども、校舎の状況や財源確保の観点も含めまして、改修の時期や規模について、検討をしている状況になっております。

また、ご質問にありました公共施設総合管理計画に基づきまして、学校施設の長寿命化計画、いわゆる個別施設計画を、平成32年度までに策定する必要があります。長寿命化計画を検討する中で、改修する時期につきましても、検討を進めていきたいと考えております。

なお、改修費用につきましては、外壁工事、内部の仕上げ、電気工事、情報通信設備工事、空調設備工事、トイレの改修を行った場合につきましては、約6億円と試算しております。実施計画上では、先ほど申しました工事に加えまして、備え付けの備品や機器、それから家具等の更新、プールや体育館の改修も含めまして、10億円を見込んでおります。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 改修費用については、予想をしておりましたが、大変な6億から10億ということで、大変な額がかかるということを確認させていただきましたが、いま現在の課題について、できることについては、その都度対応していただいております。

先ほど申し上げました保育所と同じく、次世代を担っていく中学生においても、管理計画にあるとおり、安心して快適な学習環境を提供する必要というものは、当然あると思っております。

今後、議会としても、財政状況であったり地域情勢も含めながら、検討をしていかなければいけないかなというふうに感じております。

先ほども触れましたが、喬木村公共施設等総合管理計画には、改修、建て替えと併せまして、空き教室の有効活用と施設の複合化について、検討を行うとも記されております。

村長のおっしゃられる公共施設の長寿命化対策とも併せまして、中学校校舎を改修するのであれば、この先10年、20年先を見据えた検討が必要ではないかと感じております。

既存校舎の改修ということだけではなく、施設の複合化も含め、喬木村としての義務教育9年間のあり方についても、併せて検討をし、改修内容に反映させていく必要があるのではないかと考えます。いわゆる小中一貫校ということになります。

全国的にも、今後、小中一貫校に取り組む自治体が増えることが想定をされておりますが、目的の一つに、少子化の進行や地域コミュニティ弱体化、核家族化の進行により、児童・生徒の人間関係が固定化しやすい中、小中連携一貫教育の実施によりまして、児童・生徒が、多様な教職員であったり児童・生徒と関わる機会を増やすこと、そして、中学生が小学生とのふれあいを通じまして、上級生である自らに自覚的となることで、自尊感情を高め、暴力行為、不登校、いじめの解消につなげていくことなど挙げられております。

それぞれの市町村の環境によりまして、目的も変わるとは思いますが、ICTを活用するこの喬木村の小中3校での実施は、生徒のさらなる学習意欲、学力の向上につながるのではないかと期待されます。

そこで、お伺いをいたします。

中学校校舎の改修に併せ、今後、喬木村の教育環境を考える上で、小中一貫校への検討をお考えかどうか、お聞かせ願います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 喬木村でICT機器を用いて先端教育を行おうというきっかけになったのが、私自身が茨城県のつくば市にあります小中一貫の義務教育学校を視察させていただいたことにあります。それから義務教育学校というものに大変興味を持ちまして、長野県では信濃町が、信濃町立信濃義務教育学校というのを開設しておりますが、そちらの視察もさせていただいております。

その中で気がついたことを申し上げますと、私が以前、茨城県のつくば市にあります小中一貫の義務教育学校を視察させていただいたときには、児童・生徒が2,00

0人近く在籍をしております、まだまだ転入が続くという状況でございました。大変大きな学校になります。その中で、清掃の時間ですとか、総合的な学習の時間、あるいはプレゼンテーションの時間に、異学年交流というのを盛んに行っております、不登校児童が、2,000人もいるのに1人もいないという実態に驚いたところであります。

そんな状況を見ますと、喬木村においても、この小中一貫校というのは、大きな可能性を秘めた教育形態であるのではないかなというふうに思っております。

議員がおっしゃいましたとおり、全国的には小中一貫教育というのが推進をされておまして、今年度においては、義務教育学校が全国に48校、併設型の小中一貫型小中学校が全国に253校あるというふうにお聞きをしております。

県内では、公立では、先ほど言いましたとおり、義務教育学校では信濃町立信濃小中学校、小中一貫校としては佐久穂町立佐久穂小中学校があるというふうに思っております。

平成32年度には、小学校で始まる学習指導要領によりまして、小学校5・6年の外国語の教科化や、小学校3・4年生の外国語にふれあう授業が始まることから、小学校単位での英語教員の配置など、これから対応が困難な状況が訪れようとしているのが、現在の状況かというふうに思っております。

このような課題が目前に迫る中において、小中一貫教育という視点で考えてみますと、第一小学校と中学校は隣接をしております、小中一貫校への移行が少なからず可能であるというふうに考えております。

また、第二小学校におきまして、現在、文部科学省の実証事業におきまして、中山間地域の教育の質の維持向上事業に取り組んでおまして、離れていても、第一小学校と第二小学校を遠隔テレビ会議システムで結ぶことによりまして、小規模校の児童が多様な意見にふれあい、また、大勢の仲間と意見を交換し、議論を進めるという取り組みを行っていることから、第一・第二小は一体である。また、小学校と中学校が隣接しているという地理的環境を考えますと、喬木村においては、現状の施設を維持したまま、小中一貫教育の展開が可能ではないかなというふうに考えているところでもあります。

中学校校舎の改修に併せた小中一貫校を含めた検討のお考えは、というご質問をいただきましたけれども、これからの喬木村の目指すべき教育、子どもたちがこの地域に誇りと愛着を持って、それからグローバルな知識を有して活躍してもらうための施

策としまして、小中一貫校としての整備を進めるのか、または、校舎は離れていても、小中学校が連携して一貫した教育を提供することが可能なかどうか、ということにつきまして、我々首長部局と教育委員会が連携して、教育行政の協議、調整を行います総合教育会議の場でしっかりと検討して、方向性を出していきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 今の村長の答弁にもございましたが、32年からは新学習指導要領において、小学校5・6年では外国語授業が始まるということで、その英語専科の教員の配置も困難であるというようなことがございます。

当然、小中一貫校にすることで、その英語教員だけではなくて、さまざまな専科の先生が、小学校へ出向きながら指導ができる可能性があるということでありまして、ICTを併せまして、今まで以上の充実した学習が行われるのではないかなというふうに感じております。

先ほどの答弁の中にも、保小中一貫というようなことも触れられておりましたが、まさに先ほどお聞きしました保育園のあり方も含めまして、喬木村の教育環境というもの、ぜひ今後も検討していただきたいと思えますし、喬木村に合った、例えば小中学一貫校には、先ほどの義務教育校であったり併設のあった一貫校連携、また一貫校、さまざまございます。喬木村に合ったそういった教育のシステムであったり、喬木村の3校だからできるそういった教育環境について、今後も引き続き検討をいただきたいというふうにお問い合わせをいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下岡幸文） 以上で佐藤文彦議員の質問を終わりました。

◇ 通告6番 木下 温司 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告6番、木下温司君。

○9番（木下温司） 議席番号9番、木下温司です。

今回は、喬木村の知名度アップについて、という題で質問をさせていただきます。

知名度アップということですが、魅力アップでもあり、それが観光産業につながり、喬木村への足を向けていただくというようなことを含めて、先だつてのエクスカーションツアー、いわゆる北部5町村で行いました魅力発見ツアーに関係いたしまして、

その感想等を含めて質問をさせていただきたいと思います。

その前に、第5次喬木村総合計画の中で、スワット方式によりまして、喬木村の観光の振興ということで、現状と課題が打ち出されておりました、強み・弱み、弱み・強みというようなことで分析をされておられますが、こういったところも含めて、関連するようなどころがあります。特に弱みを強みに変えていく、こういったことが必要ではないかなあというふうに思いますので、質問をさせていただきたいと思います。

この質問にあたりましては、プロの目を見た喬木村の魅力、それから外から、いわゆる喬木村に住んでいない人たちが見た部分の中から感じたところを、そのツアーを企画した社長さんにお聞きした中から、ご提案あるいは質問をさせていただきたいと思います。

今日は、本来ちょっと映像の方で、「喬木村を有名にしてください」というポスターを出そうかなと思いましたが、出ておりませんが、ご存じの方も多と思いますけれども、「喬木村を有名にしてください」のポスターの効果によりまして、このところ、喬木村の話題が、マスコミや関係分野の話題をさらっていることはご承知かと思えます。

先日行われました村の文化祭、ポスターに寄せられたキャッチコピー、「喬木村のブーはくりん豚」にちなんで行われた、タレントの高木ブーのウクレレとトークショー、これが広告の連鎖的機能と結びつきました。連鎖的機能といいますと、連想ゲームのようなもので、喬木のブー、高木ブーというような形で結びつけ、これを一つのイベントとして取り入れ、それがまたマスコミによることによって、喬木村の知名度をアップしていくというようなことでございます。

さて、このところ議会改革、ICT教育など、喬木村の各分野に注目が集まり、話題になっています。これは、「喬木村を有名にしてください」の企画自体は、外からの目で喬木村の魅力を発見していただき、ポスター等で応募していただく企画で、議会やICTの取り組みを目的に行ったものではありませんが、タイミングよく、喬木村に注目をしていただくきっかけとなりました。

一つは、喬木村の議会の取り組み、夜間・休日議会が全国的な話題となり、新聞・テレビ等に取り上げられ、大きく報道されています。

また、教育分野では、先ほども出ておりますが、ICT教育の取り組みが評価され、先日のICTを活用した遠隔合同授業研究会、長野県ICTシンポジウムには、多くの教育関係者、自治体の関係者が来村され、授業の内容を視察されていきました。

こうした新しい取り組みは、喬木村の知名度のアップにつながっていることは事実だと思います。

そんな中、10月に開催しました議会報告会、地区懇談会の中で出されました、稼げる施策をという提言、10年後の高速交通網時代を見据え、喬木村への集客に向けた取り組み、こうした面でも有名にしていかななくてはなりません。

30年余を迎える喬木村のいちご狩り観光、喬木村の観光産業として定着をいたしました。また、くりん草園なども、花と九十九谷のロケーションのよさから、県外からお客さんも多くなり、知名度は上がってきています。

こうした素材を中心に、さらに喬木村を知っていただき、知名度アップにつなげていかななくてはなりません。

そこで、お聞きをいたします。

10月に行われた、南信州北部5町村魅力発見エクスカーションツアーについて、どのような成果が得られたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 今年度、北部総合事務組合の観光ワーキングと南信州観光公社の共同で実施いたしました、南信州北部5町村魅力発見エクスカーションツアーは、昨年度実施いたしました、南信州北部5町村魅力発見発信ツアーの第二弾として企画をしたものです。

前回は、一般のお客様に当地域の魅力を感じてもらい、それらをSNSへ発信していただく目的で実施をいたしましたけれども、今回は、一步踏み込んで、旅行のプロを招聘し、専門的な知見で当地域を見てもらうことで、新たな旅行商品を見つけ出す目的で行っております。

参加者は、JR東海の関係者、旅行代理店、バス旅行企画営業担当者、また地元からは、飯田観光ガイドの方、地域企画アドバイザーの方、観光情報雑誌の担当者の方などでありました。

今回の企画では、観光のプロに直接地域を見てもらい、ご意見をいただくことができたこと。また、当村を絡めた旅行商品をJR東海に企画をしていただき、ウォーキングツアーとして開催予定となりましたことが、成果であると考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番(木下温司) 観光というのは、読んで字の如く、光を観るという形でございますが、このツアーの中で全体像、いわゆるこの北部5町村の状況についてお聞きしましたが、私は喬木村の住民ですので、喬木村のことについてお話をしたいと思いますが、喬木村にも非常にいろいろな光る原石みたいなものがあると思います。こういったものを、どうこれから磨いていくのか、ということになるかと思いますが、今もお話のように、このツアーは、北部5町村の観光資源、食、体験、温泉、伝統、生活を体験してもらいながらバスで巡るツアーで、今後の地域の魅力発見につなげようと企画されたものです。

観光産業においては、交流人口の拡大や地域経済の活性化のため、国や県でも力を入れており、今後、地域ごとの魅力発信が鍵となります。好循環な人的交流を進めていく上では、地域の持つ資源を生かす取り組みが必要と考えます。

先日、このツアーを企画した南信州観光公社の社長さんと話す機会があり、お話を伺いました。

地区懇談会では、温泉などの施設について意見も出されました。

現在、飯田下伊那14市町村のうち10町村には温泉施設がありますが、4村にはありません。しかし、現状、温泉施設については、公的はもちろん民間でも、投資と維持管理等、多額の費用と現状のマーケットの状況から、厳しいものがあると思います。温泉はなくても、まだまだ喬木村には優れた素材があると思われま

す。児童文学者、椋鳩十先生の生誕の地として、先日行われた夕やけ祭、読書感想文コンクールに、今年も全国から650編余に及ぶ読書感想文が寄せられました。こうしたことも、喬木村を有名にする要素となっています。30回を迎えた椋鳩十読書感想文コンクール、30回記念賞、椋鳩十賞、優秀賞に選ばれた12名の皆さんの感性の高い感想文は、椋文学の奥の深さを感じさせられました。

また、記念館開館から25年を迎え、記念館の魅力度アップをさらに高めていかななくてはなりません。

半田市にある新美南吉記念館、観光で訪れる人も多いわけですが、椋記念館も、椋文学の魅力、周辺観光と併せ、ツアー企画に取り入れていただける情報発信が必要と考えますが、お考えをお聞きいたします。

このコンクールにつきましても、私も10回前後、約10年くらい審査、第1次審査等を担当した経緯がありますが、そのときに館報たかぎに記事を書かせていただいたときに、ちょうど不登校の生徒が椋文学を読んで、登校するようになったというよ

うなことを書かせていただいた記憶がありますけども、そんなことも含め、非常に棕
記念館のこれから、今の時代に合わせて、大切な一つのポイントではないかと思いま
すが、これからの情報発信について、お聞きをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

菅沼教育長職務代理。

○教育長職務代理（菅沼利光） 棕鳩十記念館についての情報発信のご質問でございますが、
平成28年4月1日にネコ館長に就任したムクニャンが、多くのメディアに登場いた
しました。このムクニャンのおかげで、記念館の知名度も大変上がってきておりまし
て、地元住民だけでなく、多くの観光客の皆さまにもご見学、ご来館いただいている
ところでございます。

観光に関わる取り組みといたしましては、いちご狩りのシーズンに、交流センター
の情報発信スペースに、記念館への見学をお誘いするポスターを掲示いたし、いちご
狩りとともに喬木村観光の一つとしていただくよう、広報をしております。

また、阿智村で行われております星空ツアーで、昼神温泉にお越しいただく方々へ
の昼間の観光コースといたしまして、昼神温泉発周遊ツアーが企画、運営されてお
ります。棕鳩十記念館も、そのコースに取り入れていただいております。

J Rの信州グスティネーションキャンペーンを通じましても、棕先生の生誕地とし
て、記念館の情報発信をさせていただきました。

記念館におきましても、通常は閉館となる祝日でも、観光客が多く起こしになりそ
うな日を開館日といたしまして、工夫をしております。

このような棕鳩十記念館へお越しいただけるような取り組みによりまして、少しづ
つ情報発信の成果が現れてきていると考えております。

議員のご質問は、棕鳩十記念館の情報発信とともに、観光資源としての棕鳩十先生
の活用や情報発信を提案する質問であると理解しております。

今後も、旅行者等へのPRはもちろん、棕鳩十先生や記念館に関わる魅力ある企画
や情報を発案し、豊かに全国、世界へ発信してまいりたいというふうに考えておりま
す。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 喬木村にとりましては、大変貴重な資源だと思いますので、現在も取り
組まれているということでお聞きをいたしました。

なぜ、この椋先生のことを言いましたかといいますと、実は、先だって阿智村で行われました、平成29年度飯伊市町村議会議員研修会の折に講師として来られました、観光で地域づくり、旅のプロからのアドバイスと、株式会社ワイバードの山本幸正さんの講演を聴いたんですが、そのときに、「喬木村を有名にしてください」というポスターの右端に、椋先生の銅像の写真が載ってたんですけども、「このおっさん、誰だかわからねえよ」というような言葉が、その壇上から出てきたものですから、ちょっと我々喬木村の人間としては、「うーん」と思ったんですが、ただこれは、正直にその観光会社の社長さんが思ったことが出たんじゃないかなと思いましたので、ぜひともそういったことも含め、ツアー会社、こういったところにも極力情報発信をしていたらなということ、お話をさせていただきました。

次に、お話の中で、食についてのご意見をいただきました。

今回のツアーでは、喬木村では、地元のお母さんたちの作った、「健康長寿長野県の秘密は食にあり、素朴な手作りの味の中に健康に生きるヒントが隠されている」というテーマの食事が提供されたそうです。これは大変魅力的でしたというお話でした。今は全国どこに行っても同じような食事がありますが、喬木村の自然とマッチした食材、調味料、素朴な味が、今後は村の食の知名度を上げる一つで、食事の場所も、特に料理屋さんではなくても、公共施設でもいいのではというアドバイスをいただきました。

ただ、料理されている方の年齢から、今後のふるさと味の継承に向けた対策が必要ではないかとのお話がありましたが、今後の対応について、お伺いをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 議員ご指摘のとおり、今回のツアーでは、「ふるさと味の会」の皆さまによって作られました「喬木弁当」を提供をさせていただきました。

ツアー参加者からは、「地元食材のすばらしさを感じた」「手の込んでいる料理で、お母さんたちが作るという温かみのある料理でとてもよかった」「今後年5回くらいテストして開業したらどうか」など、好評価の感想が寄せられています。

ふるさと味の継承についてのご質問ですが、ふるさと味の会では、その味の伝承を、会員であるなしにかかわらず、幅広い世代につなげよう、広げようと、学遊館で親子料理教室を行ったり、発行したレシピ集の公開料理教室を行うなど、積極的に活

動をさせていただいているところです。

また、村内飲食店におきましても、魅力あふれる地元食材を使ったふるさと納税での「お達者弁当」に取り組んでいただいております。

このように、本村では、プロ・アマ問わず、多くの方が食にまつわる活動をされています。

このような取り組みを通じて、味の継承を図るとともに、例えばその味を味わうのにふさわしい建物であるとか、風景といった風情も一緒に提供することができるような取り組みにもつなげていただければと考えています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） こういった私たちは常日頃食べたりしている部分で、そんなに魅力的には感じなくても、外から来たお客さんにとっては、非常に新鮮味を感じるんではないかなあということで、先ほど下平議員からの発言もありましたが、交流センター周辺にそういった場所ができればなあというふうにも考えます。

そのほか、曙月庵での抹茶の体験も、喬木村ならではのおもてなしとして、これから注目されるのではというお話がありました。

その魅力をさらに高めるためには、喬木村と知久氏の関わり、歴史的背景をセットにしたツアー企画が必要で、歴史ガイドを含め、案内人の養成が必要ではとの指摘をいただきました。

今後、村の玄関口として機能を持つ交流センターにも協力していただき、村全体の観光ガイド養成を行っていくことが必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 観光ガイドの養成につきまして、ご質問をいただきました。

9月議会で、後藤議員からも同様の質問をいただいておりますが、本村は、阿島傘ですとか、曙月庵、それから質問にも取り上げていただきました椋記念館等、ストーリーを組み立てれば、豊かな観光資源になるのではないかという資源は多数存在していると認識をしております。

ただ、本村の歴史・文化に興味を持って訪れていただく方というのは、まだまだ少ないというのが現状であるというふうに思っております。

また、そのような方が仮に喬木村を訪れていただきますと、かなりマニアックな皆

さんでございますので、受け入れる側もかなり専門的な知識を持っていないと、太刀打ちができないほど勉強されて本村にご来村をされているのが現状かというふうに思っています。

一方で、本村の歴史や文化を伝承できる人材というのは、非常に限られているというふうに思っておりまして、文化財保護委員会あるいは歴史民俗資料館の運営委員会等々で人を集めようと思っても、なかなか応募していただける方も少ないというふうに認識をしております。

まずは、本村の歴史や文化を伝承できる人材をつくっていかないことには、この観光ガイドの養成にはつながっていかないというふうに考えておりまして、こちらの方に力を入れていきたいなというふうに思っております。その上で、この喬木村の歴史や文化が、そして伝統工芸品が融合する形で、多くの皆さまに訪れていただけるような社会を構築していった暁には、その方々に活躍できる場を提供していくための努力はしていかなければいけないなというふうに思っているところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 観光公社の社長さんのお話でいきますと、飯田下伊那全域をガイドできるような、将来的にはそういった養成をしていきたいということですが、そのためには、各町村ごとのガイドを養成し、さらにそれを束ねる形によって、飯田下伊那地域がすべてある程度こう案内できるような人材を養成していきたいと。ということは、オリンピックやこれから外国からのインバウンドを含めまして、それぞれの地域への来村者も増えてくる可能性があるということで、そんなお話をされておりました。

次に、お話の中で、三遠南信自動車道、（仮称）氏乗インター周辺について、今後の展開についてもご意見をいただきました。

インターが設置される周辺は、自然を満喫できる休息の地として、四季を通じ、食と山国ならではの物産などの販売ができる場所があれば、訪れる人にとっては魅力的だとのお話でした。

また、立地的に山本インター、喬木インターとの中間地点として、トイレなど滞留時間ができる場所の必要性も指摘していました。

今後、地元の皆さんの意見などを取り入れながら、具現化に向けた青写真を描いていかななくてはならないと思いますが、行政として、現状どのような構想をお持ちなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） （仮称）氏乗インターチェンジにつきましては、栗やブルーベリーという観光農業を担うアグリパーク雨沢の東南に隣接し、県道上飯田線へ直結するアクセス道路も整備されることから、ご指摘のとおり、非常によいロケーションであると認識をしております。

一方、三遠南信自動車道飯喬道路における休憩施設ですが、現在、飯田市において、天龍峡インターチェンジに隣接して、トイレであるとか、遊歩道を散策するための駐車場を整備すると聞いております。

（仮称）氏乗インターチェンジは、飯喬道路が全線開通いたしますと、天龍峡インターチェンジへも飯田市上村地域へも10キロ前後、概ね10分程度で到着できる位置にあります。

飯喬道路3工区は、トンネルが11箇所、橋梁が9箇所整備される計画ですが、そのほとんどが（仮称）氏乗インターチェンジと喬木インターチェンジ、矢筈トンネルのところですが、その間に整備をされます。

このため、（仮称）飯田東インターチェンジと（仮称）氏乗インターチェンジ間が先行して開通となり、（仮称）氏乗インターチェンジからインターのアクセス道路、県道上飯田線、喬木インターチェンジという新たな交通の流れができることが予想されます。

氏乗には、直売所、観光農園、クラインガルテン、しだれ桜等、多くの資源がありますが、この間に地元としてこの地に訪れていただけるよう、何かしらの新たな魅力発信の仕掛けができれば、全線開通に向けて、村としても支援をしていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） まだ先かというような状況もありますが、それでも今からそういった計画等もしていかななくてはならないのではないかと思います。

最後に、このツアーの感想の中には出てきませんでしたが、スポーツ等を通じた知名度アップ、これらの企画も、喬木村の魅力アップにつながるものではと感じました。

各地で行われる駅伝大会、マラソン大会などがありますが、喬木村では開催は難しいとの回答をいただいておりますが、特徴を持ったウォーキング等でしたら、交通関係

にもあまり支障なく、手軽にできるのではないかと感じます。

例えば37話が収められた喬木の民話と伝説、これは、中学校の生徒の皆さん方が地域から聞き取った民話・伝説等を、ああいっただけで製本し、そして発行されたものですけれども、この民話の郷を訪ねるウォークや棕文学のふれあい散策路ウォークなど、手軽なコースも魅力ではと考えます。

こうした自然を生かしたツアー設定も、新しい試みと思いますが、お考えをお聞きます。

まず、なぜこのことについてお聞きするというのは、以前に、地域とかあるいは学校の先生たちを対象に、教育フォーラムの一環として、地域を歩くイベントを行ったことがあるんですが、そこの地において喬木の民話と伝説を朗読して、ウォークをしながら、その目的地に行ったときにお聞かせをしたら、結構外から来られた学校の先生方も感動されていたという記憶がございますので、そういったことも含めまして、こうした自然を生かしたツアー設定も新しい試みと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 先ほどの答弁の中で少し触れさせていただいておりますけれども、JR東海により、飯田線全通80周年を記念した「さわやかウォーキングツアー」を、来年の3月21日に行っていただけるように企画をしております。

元善光寺駅を起点といたしまして、阿島傘伝承館、曙月庵での抹茶体験、アルプスの丘公園、いちご狩り、棕記念館を巡って元善光寺駅に戻るというコースを計画しております。

通常のツアーと違って、ゆっくりと喬木村を感じてもらえる大変よい機会だととらえております。このツアーが好評であれば、今後も継続して開催をしていただけるとお聞きしております。

ただいま議員からもご指摘がありました、また新たなそういうようなコースも設定できるというふうに考えておりますので、今後もこのような新しい取り組みを通じて、本村の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 第5次の振興計画の中で示されておりました弱みの部分でのオリジナ

ルのメニュー・お土産がないとか、あるいは海外からの訪問客へのサービス態勢が弱いとか、こういった部分を含め、これからの喬木村の観光、いわゆる知名度アップにつなげていければというふうに思います。

今回は、観光公社のツアーを企画された社長さん等のお話の中からお話をさせていただきましたが、南信州喬木村の今後について、お話をした中で感じたことでございます。

喬木村の今後の取り組みについて、お考えをお聞きしましたが、高速交通網整備が進む中、外から見た喬木村の魅力、プロの目から見た今後の展開など参考に、既成概念にとらわれない広い視野に立って、高速交通網時代を見据えた対策を、小さな一歩から進めていかななくてはならないと感じております。

以上で私の知名度アップについての質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で木下温司議員の質問を終わりました。

◇ 通告7番 小池 豊 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告7番、小池豊君。

○11番（小池 豊） 議席番号11番、小池豊でございます。

本日の私の質問は、企業の農業耕作に対する村の対応は、という件と、保育園の3歳未満児保育の受け入れ態勢について、2点お聞きをいたします。

最初に、企業やら団体の農業耕作に対する村の対応は、の件であります。いくつかの企業やら団体が、村の中で農業に取り組んでおります。それで、段々とその団体数やら耕作面積も増えてくるように見受けるわけですが、このことにつきましては、村内の耕作者に対しても多少なりとも影響があるわけで、現在、耕作されている団体やら企業数とその面積数、わかる範囲でまずお聞かせください。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 村内における企業等法人の農業参入につきましては、村とたかぎ営農支援センターとが連携し、村内の気象資源をPRしつつ、高齢専業農家の農地を、よい状態のまま迅速に貸し借りするために企画したもので、平成23年度からスタートをしています。

11月時点での貸借の状況につきましては、村外法人が5法人、面積が15.9ヘクタール、村内法人が3法人、面積5.8ヘクタール、合計で8法人、21.7ヘクタール

ルとなっています。

この面積は、伊久間の大原地籍を上回る面積となっておりまして、このような大きな面積を法人の方が耕作をされているという状況であります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） 8法人と約21ヘクタールということで、段々と多くなってきていると察するところであります。

私は、ある会社の方とちょうど話をする中で、果樹栽培を中心に20ヘクタールほど農地を希望しているとお聞きをしました。柿栽培とそれと加工、りんごの栽培取り組み等が多いと見受けられます。

農地の遊休地対策、そして雇用の増大等から、村としても、誘致、耕作面積の拡大を進めていただきたいと思います。

ただ、耕作地が虫食い状態になることの防止やら、また、耕作者側から見ても、耕作の能率化から農地の集約化ができないものかと考えます。農地の集約化につきましては、各地、全国的にも取り組みが進んでいる状態のように見受けられますけれども、これらの取り組みに対して、村としての対応をお聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 周辺の農地の地権者や農家の方々のご理解、ご協力をいただけるという前提での答弁になりますけれども、今後の農業経営を考えると、企業等法人による農業経営と耕作農地の集約化は、重要なテーマとなっております。それをセットで施策展開することが必要であり、また合理的であると考えています。

法人側から見ても、通作距離であるとか、農業従事者の効率的な労働時間の確保といった観点から、メリットも多く、集約化に向けての取り組みに力を入れているところです。

農地の集約化には、まず、村や農業委員会が、法人の経営内容、作型、技術力等に関する情報収集を充分に行うこと。そして、よい状態のままお借りできる農地の情報を迅速に収集することが鍵となってきます。つまり、拙速に農地を紹介した結果、企業等法人が途中で採算が合わなくなり、撤退することがないように、事前の情報収集能力を上げることが重要で、現在、農業委員会及び担当課において、農業者から情報収集を行っています。

また、農業委員会では、法人の経営方針や経営状況をお聞きし、意見交換を行う機会も計画しているとお聞きしています。

法人が、お借りした農地で真剣に農業経営を行い、周辺農業者からの信頼を得られる状態になれば、自ずと農地の集約化が可能になると考えています。

近年、夏秋野菜の産地が貴重な存在となっており、りんごの南限として知られる当南信州地域で、良質な果菜類を栽培したいとのニーズがあります。特に中京圏からは、流通面でも距離的なメリットがあることから、標高500メートルから700メートルの農地について、中長期的な生産地としてのニーズがあると推定をしております。

このような理由から、今後、県外法人からのお問い合わせを受ける機会が多くなると思われしますので、事業継続の可能性及び技術力をきちっと把握するとともに、周辺の営農条件を考慮しつつ、地元農業者との協議を経て、農地の斡旋、集約化の手続きを行ってまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） 村そして農業委員会を中心に、非常に力強く取り組んでいただくということでお聞きをいたしました。

やはりそれぞれまた次の方にバトンタッチをするにしても、よい農地の状態で受け渡すということも、非常に大事な条件になってくるかと思えます。非常に高齢化が進む中で、耕作のできない方が多くなってまいります。反面、村内でも耕作を増やしたい方もいることで、大変なこととは思いますが、地権者の意向調査等もする中で、少しでも農地の有効活用ができること、そして、遊休地が増えないことを願っています。この質問を終わります。

続きまして、保育園の3歳未満児保育の受け入れ態勢について、お聞きをいたします。

先ほどの佐藤議員の質問と重複するところが出てこようかと思いますが、お許しをいただきたいというように思います。

最近の子どもの出生につきましては、減少傾向にあり、村としても懸念をされるころであります。

保育園の3歳未満児の入園希望は多くなってきているとお聞きをいたします。近年の3歳未満児の受け入れ動向について、まずお聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 近年の未満児保育、0歳から2歳のお子さんなんですけれども、その受け入れ状況は、とのご質問ですけれども、過去3年間の受け入れ人数を申し上げますと、平成27年度は48名、平成28年度が59名、今年度平成29年度は64名を受け入れております。そのうち未満児室を利用する乳幼児の0歳児・1歳児につきましては、平成27年度が23名、28年度が33名、今年度は34名を受け入れております。

先ほどの佐藤議員の質問の際もお答えしましたけれども、村の保育士の配置基準では、0歳児が3人に1人、1歳児が5人に1人の保育士が必要となってまいりますので、未満児保育の受け入れにつきましては、保育士の確保という点からも課題となっております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） 具体的な数字をありがとうございました。

やはり段々と未満児の受け入れ、多くなってきているとお聞きをいたしました。

先ほどの保育所のあり方検討会に出席をさせていただきまして、3園の状況を見させていただきました。3歳未満児の入園が多くなりまして、部屋が手狭になっているかなと思える園を見かけました。

未満児の保育につきましては、賛否両論があります。3歳くらいまでは家庭での保育がよいのではないかという意見もあります。が、子どもを早くから保育園に預けて働きに出たい母親が増えてくるのは、間違いない現状であります。

全国的な保育士の不足が問題になっておりますけれども、当村でも保育士の確保には苦労されているかと思われまます。

また、建物の老朽化も考慮される中、課題は多いかと思いますが、未満児の保育の受け入れ態勢を、村として今後どうとらえていくのか。全国的にもまたこれ問題になっております待機児童にならないことを念頭に、対応をお聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

菅沼教育長職務代理。

○教育長職務代理（菅沼利光） 議員がおっしゃるとおり、未満児保育の受け入れ希望は年々多くなっているというのが現状でございます。

保育所の設置基準を見ますと、0歳児・1歳児については、園児1人当たりが必要

とする基準面積が3.3平方メートルとなります。

中央保育園につきましては、未満児保育室の面積が約40平方メートルですので、現段階において、既に定員に達しているという状況でございます。北保育園・南保育園については、保育室の面積としては、まだ受け入れ可能な状況となっておりますが、保育士の適正な配置という課題は、3園とも共通でございます。

引き続き、保育士の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、待機児童についてのご質問でございますが、現在、待機児童については、いないという認識でございます。

今後、受け入れの希望者が多くなることが考えられますので、3園の受け入れ状況を的確に把握し、対応してまいります。特に未満児保育につきましては、希望する園以外での入所をお願いすることも想定しながら、希望者全員の受け入れが維持できるように対応してまいります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） 現在、待機児童はいないということで、安心をしてお聞きをしたところですが、3歳未満児の保育につきましては、非常に基準等もいろいろあって、これらをクリアしていかなければならないということで、非常に難しいところもあるわけですが、未満児が入園したいときに待機のないことは、これ暮らしやすい村の条件になるかと思えます。

3園のあり方も含めて、よりよい方向が見出せる検討をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で小池豊議員の質問を終わりました。

ここで、議長より提案申し上げます。

先ほど、本日の日程についての変更について、ご承認をいただきましたが、再度日程の変更について、ご提案申し上げたいというふうに思います。

先ほどは、全村への放送の時間等で日程を変更させていただきましたけれども、一部情報に誤りがありましたので、再度日程を変更させていただければというふうに思います。

これより昼食の休息に入りまして、12時15分まで、報道者の皆さんの取材をお受けするというふうにしたいというふうに思います。

それから、12時15分から1時15分まで昼食、再開を1時15分としたいと思います。

いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) それでは、そのように日程表に変更させていただきます。

それでは、お諮りいたします。

ここで昼食のため休息といたします。

再開は、13時15分といたします。

休 憩 午前11時41分

再 開 午後 1時15分

○議長(下岡幸文) それでは、休息を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 通告8番 昼神 二三男 ◇

○議長(下岡幸文) 通告8番、昼神二三男君。

○10番(昼神二三男) 議席番号10番、昼神二三男でございます。

平成29年も残すところわずかとなりましたが、全国では、今年も台風や局地的な豪雨によって自然災害が多く発生した年でもありました。

当村においては、豪雨による災害はなかったものの、台風18号あるいは21号によりまして、果樹の枝折れだとか、あるいは落下、すり傷などの被害が発生し、地域によっては、贈答品に不足を、品不足が生じているということもお聞きしております。

また、畑作物にも被害があり、状況によっては、出荷をあきらめて廃棄処分にしたともお聞きしております。

2つの台風が通り過ぎた後、委員会としては、それぞれの翌日、現地踏査を実施しましたが、農業に天候の影響は付きものとは申せ、想像を絶する被害の状況に、改めて自然の猛威に対して無気力であることを痛感させられました。

被害を受けられた皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。

来る新年においては、災害もない穏やかな一年であることを望むものであります。

さて、私の一般質問は、現在の喬木村の職員数について、何点か質問いたします。

毎年11月に配布されます情報誌たかぎにおいて、前年度の決算の財政状況が公開されております。人口や世帯数、このほか財政規模、財政力指数、経済収支比率、積立金、借金の残高などのほかに、職員数が公開されております。

これによりますと、平成29年4月1日現在の特別会計・企業会計を含む全会計の職員数は、特別職を除いて嘱託等臨時員を含み、総人数は142人です。このうち正規職員は、ちょうど半分の71名です。

この職員の定数については、職員定数条例によりまして定められており、この職員の定義としては、6カ月以内の期間を定めて任用される職員、要するに臨時職員、それから休職された職員及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する派遣職員を除くと、これらを除いた一般職の常勤の職員です。

平成29年4月1日施行の職員定数条例によりますと、この定数は、村長の事務局の職員86人、議会の事務局の職員2名、教育委員会の事務局の職員6名、水道事業の事務局の職員2名、あと選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務局の職員は兼務であるため、事務局の職員の定数は、トータルで96人となっております。

例規集を読みますと、定数の表現というのはいろいろありまして、なかなか理解しにくい部分があります。例えば、定数を2名とするという表現と、定数は2名とする、「定数を」「定数は」、この違いに非常に迷うところがあります。中には何名以内とするというように、具体的に上限値を明確に定められたものもあります。

ここで質問ですが、職員定数条例による定数とは、何を指しているのか。正規職員数の上限を定めたものであるのか。あるいは、元へ。定めたもので、これ以下であればよいという意味なのか。これをお伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） 職員定数のお問い合わせでございますが、地方自治体における職員定数につきましては、地方自治法第172条に基づいて、これを条例で定めております。

この地方自治法の解釈につきましては、次のとおりとされております。

条例定数における定数は、職員数の限度を示しているものと理解すべきものであり、現実の実人員が定数に達していなくても差し支えない、とのことでありますので、議員お見込みのとおりでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 実際の一般職の人数と定数の96人というこの数字と、あまりに

もかけ離れておりますので質問したわけですが、私の理解と同じように、上限値が定められてあるということで、理解いたしました。

数字の上では、事務局の仕事96人が必要ということで、定数が定められると思うんですけども、現在の正規職員は71人で、この不足する25人分の仕事というのは、臨時職員で賄われている状況であると解釈されます。

また、現在採用されております臨時職員71人のうち、25人は不足している事務局の仕事、残り41人は事務局以外の仕事に携わっているものと推察されます。

住民のニーズやあるいは行政サービスにも充分留意することが必要である中で、定数条例で定められている定数というのは、どのような根拠をもって定められているのか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） 地方自治体における定数を算出する際には、地方自治法第2条第15項の地方公共団体が常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならない、とする規定を前提に、次の2つの方式により行います。

一つは、自治体における個々の業務の事務量を積み上げて算定する方式と、もう一つは、団体規模や産業構造が類似する他の地方公共団体、これを類似団体と申しますが、この類似団体の職員数と比較して相対的に検証する方式によりまして、適正な人数を設定する方法がとられます。

業務量に基づく算定方式は、非常に時間と労力とコストがかかり、また、企画・立案等の不定型業務が主な分野でありますとか、変化の激しい行政需要に対応する分野等においては、業務量の測定が難しく、活用が困難とされております。

一方で、他団体比較方式は、業務量の測定が困難な分野等においても、他団体との比較によりまして、ある程度職員数の配置水準を検証することが可能であり、また、職員総数についても、相対的な妥当性の検証が可能であるとされる方式です。

当村の定数条例に定める定数につきましては、近隣の町村でありますとか、先ほどの類似団体との比較する方式を基にして、定数を定めてきたところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 各課の業務量を積み上げて要員を算定する方式、それから、近隣

の町村の条例を参考に当村の条例を定めているという、2つの方法があるということでございますけれども、いずれにしても、地域住民のニーズというのはおのおの違うわけでございますし、また、求める行政サービスも、各村によって違うわけでございます。充分この辺も留意されての定員条例かと思えます。間違いのない算定というのは、必要じゃないかというふうに思います。

平成29年4月1日現在の正規職員は71人と申し上げましたが、定数条例の96人の74%であります。この状況を、例えば定数に対して1割とか2割とか、元へ。数人の誤差ならともかくとして、3割近い差があるということ、この状況というのは、事務部局のルーチン業務と申しますか、日常業務を遂行する上で、また、住民サービスの面からも、支障のない良好な職員数であるというふうに感じているのかどうか。お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） まず、定数条例に定める定数の意味について申し上げますと、定数条例で対象としております正規職員は、1名雇用することによりまして、以降数十年にわたりましてトータルでは数億円という費用、人件費を支払うこととなります。

一方で、職員採用につきましては、村長の専権事項でありまして、何らかの歯止めがなければ、人件費が膨らみ続け、財政を圧迫することとなります。この歯止めが、定数条例に定める定数であり、定数を超えて採用することは違法とされております。

一方で、実際に雇用する職員数につきましては、定員適正化計画により管理をしております。平成7年に策定しました第1次定員適正化計画以降、平成12年に第2次、平成18年に第3次、そして平成24年に第4次と、それぞれ向こう5年間の定員適正化に関する計画を策定し、それらの計画に基づいて適正な人員配置を進めてまいりました。

第3次計画の策定時は、住民投票によりまして自立のむらづくりを選択した直後であり、今後予想される厳しい財政状況を踏まえた行政改革の推進により、職員数の抑制や嘱託職員化、臨時職員化を行い、一般行政部門において職員数を削減する計画が策定をされました。

続いて策定されました第4次計画においては、地方分権改革一括法等による地方分権の推進に伴いまして、自主的、自立的な運営が求められるとともに、住民ニーズは多様化、複雑化し、これらへの対応が求められる中で、事務事業や組織機構の見直し

を行い、職員の資質向上に努めるなど、効率的な村政運営を前提として策定を行い、計画最終年次の平成28年度において、計画期首の平成23年度に比べ、9名増員する68名の職員数とする計画を策定し、現在に至っているところです。

本年は、平成29年度から平成33年度までを計画年次とする第5次計画の段階にあります。この計画では、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据えて査定をされました。第5次喬木村総合計画に掲げられた事務事業を的確に推進していくために、計画期末の平成33年度には、現在の68名から7名増員の75名とする計画を策定しております。

以上のように、現在は定数より少ない人数ではありますが、定員管理計画に基づいて、業務を遂行する上で必要な人数は確保できているということで、ご理解をいただければと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 適正な配員ということで、計画に基づいた要員確保がされておるということでございますけれども、心配するのは、事務部局の定例業務を遂行する上で、正規職員の皆さんがオーバーワークになっておって、恒常的な超過勤務の原因になっているんじゃないかという、そんな心配もするわけでございます。どうか、間違いのない計画を遂行していただき、さらに次の計画においては、余裕ある要員の配置というのが必要でないかと、そういうように思います。

今年4月1日現在の職員の総数142名というのは、再三申し上げましたけれども、正規職員が71名、嘱託等臨時職員が同数の71名、前年と比較しますと、総人数で15人増えております。そのうち正規職員が3名増えておりますので、差し引き12名のこの臨時員の皆さんが、臨時員が増加しております。

この件については、午前中の小池議員の質問に対して、教育委員会の方のご回答で、保育園の未満児保育の受け入れの動向によつての臨時員の皆さんの採用ではないか、というふうに理解したわけでございますけれども、過去5年間を見ますと、23名、臨時員の皆さんが増えておるわけですが、この23名増えた理由というのは、この保育園の保育士の増加以外に何かあったら、ご回答いただきたいと思ひます。

○議長（下岡幸文） 答弁願ひます。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） 冒頭、議員さんから、数字の根拠としまして、情報誌たかぎに掲

載をしております決算財政状況の公開に掲載している職員数のうち、正規職員以外の職員については、社会保険が適用される職員を基準として、そちらの方に計上をしております。

前年度と比較しまして、12名増加した原因についてなんですけれども、これは平成29年4月1日から、従業員500人以下の事業所におきまして、短時間勤務労働者の社会保険加入対象者が拡大されたことによるものでございまして、前年に比べて特別な業務増加があったりというものではございません。

臨時的任用職員につきましては、社会保険加入要件を満たしている者については、前年は2名だったんですけれども、この社会保険の適用拡大によりまして、14名に増加したということで、12名増加となりました。そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 明快な回答をいただきまして、私の事前の勉強が不足したことを充分認識したところでございます。ありがとうございます。

厳しい財政状況の中ではありますけれども、住民の信頼に支えられた行政を進めていくためにも、適正な定数管理というのは必要と考えております。

決算審査意見書にも掲載されておりますように、超過勤務手当支給時間が、1人平均33.33時間ということで、前年に比べて半減した結果となっております、縮減への取り組み努力が評価されております。

反面、年次有給休暇の取得日数が、前年に比べて落ち込んでいること、また、係によって有給休暇の取得に格差があるということから、年次休暇の取得を促して、率先して働き方改革への取り組みが求められております。

課を設置して、事務分掌を明確にすることは重要であります、課内部の係においては、ある程度の余裕をもった運用が必要と思われま。課内部の係の間において、相互運用によって、一時的に忙しい係を手助けするなどの運用であります。

課長は課の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する立場にあるため、せめて課内部の係の間においては、均等の取れた環境づくりに努めることが必要と考えます。

さらに飛躍して申すならば、厳しい財政状況の中ではありますけれども、正規職員の採用枠を広めて、いろいろな分野で活躍できるそういう能力を、能力開発を進め、オールマイティな有能な職員を育成して、臨機応変な配置転換を行い、臨時職員の比

率を低減する考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 議員ご指摘のとおり、関係部署によって勤務の実態に差異が生じているのは、私も理解をしております、ぜひゆとりのある働き方の中でいい知恵が生まれてくると思っておりますので、関係改善については努力をしてみたいと思います。

ご質問いただきました、嘱託等臨時職員の比率を低減することについては、平成27年9月に元島議員からご質問いただいたところでもございます。

嘱託等臨時職員の内訳をご説明申し上げますと、教育委員会関係の配置が8割と最も多く、主な職種としましては、保育士や調理場調理員となっております。このほかにも学校の用務員ですとか、教師に対する村単の村費講師を採用すること、また、子ども学遊館の職員、さらには公民館長や図書館長、あるいは資料館長といった非常勤の特別職の方々も、この中に含まれてまいります。

これらのうち正規職員を増員する余地のある職場としては、正規職員も混在しております保育園が考えられるところではありますけれども、こちらにつきましては、過去に30%台であった保育園正規職員の割合を、近年は継続的に正規職員を採用することによりまして、50%程度までに改善を図ってきたところでございます。

しかしながら、今後の少子化の動向や、すべて正規化した場合の人件費の増加等を考慮いたしますと、さらに正規職員の比率を高めることについては、慎重に判断をしていかなければいけないと考えております。

また、雇用される側にありましても、家庭の事情等でフルタイムの勤務が難しく、時間に融通の利く嘱託等臨時職員をあえて希望する職員が大勢いらっしゃるということも事実でございます。

村では、毎年正規職員となります保育士の採用試験を行っておりますが、嘱託等臨時職員の皆さまにも、受験を積極的に勧めさせていただいているところではございますけれども、先ほどのような事情で、正規職員に応募される方が極めて少ないというのが、現在の実態でございます。

嘱託・臨時等非正規職員の任用につきましては、地方公務員法の改正によりまして、平成32年度より大幅な見直しが必要となってまいります。制度改正に併せまして、正規職員、非正規職員の適切な任用を行ってまいりたいと考えておりますので、よろ

しくお願いをしたいというふうに思っております。

いずれにしましても、これから迎える人口減少社会の中において、正規職員の採用を続けていくとしますと、先ほど総務課長が申したとおり、1人当たり定年までは数億円という経費がかかってまいります。それによりまして、財政がひっ迫してくることにより、新たな投資を生み出す原資がなくなるということは避けていかなければいけないということになりますので、将来見通しを持ちながら、均衡ある採用に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） いま答弁にございましたように、正規雇用よりも非正規雇用、それの方が労働時間に自由度が高いということで、そちらの方を希望する方も多いというお話をお伺いしました。

また、臨時職員は当然時間給の精算になりますので、財政面では有利ではないかということ。しかし、公共団体とちょっと異なりますけれども、企業における昨今は、同一労働・同一賃金に向けた正規雇用の拡大へと推進が進められておる昨今であります。

今も村長の答弁にありましたように、将来見通し、間違いない将来見通しを立てていただいて、ぜひとも一人の労働者として、将来へ希望を持って働けるような、そんな雇用方法も片隅において考えていただきたいと、そんなように思います。

以上をもって私の質問を終了いたします。

○議長（下岡幸文） 以上で昼神二三男議員の質問を終わりました。

◇ 通告9番 後藤 章人 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告9番、後藤章人君。

○8番（後藤章人） 議席番号8番、後藤章人でございます。

本日は、1点、2期目に向けた村長の基本的な姿勢ということで、以下の質問をいたします。

平成29年第3回定例会の一般質問におきまして、村長の2期目への思いと1期目の成果、そして残された課題について、質問いたしました。

まさに4年の任期が終わろうとしている今、4年間の総括と次の4年間、そして村をどのような方向に導いていくのか、基本的な姿勢、施策を伺います。

9月の一般質問におきまして、1期目に蒔いた種が大きな幹となるよう、道筋を立てていかねばならない。そのためには、第5次総合計画の推進、高速交通網時代を迎える喬木村の新しい地域づくり、住民、行政、議会、それぞれの英知を集結した住民自らの力で作る新喬木村実現のため、再度職員の先頭に立って村の運営を担いたいとの答弁がありました。

その後、3カ月が過ぎた今、当然、村長の胸の内には具体的な施策、そして村の姿が思い描かれていることと推測いたします。

そこで、特に次の3点について質問いたします。

当村の大きな課題である急激な人口減少、少子高齢化社会の到来、それによってもたらされる諸問題と対策について、また、リニアそして三遠南信開通という千載一遇のチャンスを手にしようとしている喬木村を、将来、背負って立つコミュニケーション能力の高い、そしてグローバルな人材、また、喬木村に愛着と誇りを持った人材の育成と発掘についての具体策、そして新たな産業の醸成、それによってもたらされる効果をお聞かせください。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 前回9月の一般質問におきまして、後藤議員より、今まで4年間のことについてご質問をいただきました。

改めて4年間の総括と、これから4年間の方策について、主な3点について、またご質問をいただきました。

答弁が重複する部分もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

4年前、協働・共創のむらづくりを進めることを目指し、村長選に挑戦をさせていただきました。4年を経過しようとしております。

村民の皆さまにお示ししました私の基本ビジョン、5つの大項目に分類しました15の基本施策については、概ねすべての項目について、目標を達成、もしくは手を着けることができたのかなというふうに思っております。大変充実したやりがいのある4年間であったと、9月にお答えをしたところでございます。

これもひとえに、村民の皆さまの深いご理解とご支援の賜と考えておまして、この場をお借りしまして、深く感謝を申し上げたいというふうに思っております。

私、4年前に出たときの一丁目一番地の緊急課題は、リニア問題でございました。

25年の10月にJRの方からルート発表がされまして、当初想定していたよりもずっとルートが南下して、喬木村を直接通るという事態に直面したわけでございます。それから数カ月後には村長選というタイミングでございましたので、三遠南信道工事と併せまして、村、沿線住民の皆さまの直面する課題に、しっかり解決策を講じていくことを喫緊の課題として取り組んでいくということをお約束をさせていただきました。

現在、JRの想定より工程に遅れが生じてはおりますけれども、いよいよ阿島北地区では、リニア本線区間にかかる用地補償説明会、堰下地区では、ガイドウェイ製作ヤードの地権者との賃貸借契約交渉、伊久間地区では、リニア工事で移転対象となる企業の皆さまの工場団地造成のための用地取得のための地権者交渉がスタートをしたところでございます。

喬木村にとりましては、リニア工事に対する最初の大きな山場に差しかかってきたといえまして、移転を余儀なくされる皆さまの不安解消と移転先の確保、それから周辺住民の皆さまの日照権、騒音、交通安全、水利、排水対策、開通後の地域開発等々、多くの問題解決を図ることが、一番の私の4年間のこれからの大きな使命だと思っております。

併せまして、リニア開通により、当村が大きな経済効果を上げることができるよう、県と協議を進めながら、村の発展、魅力ある地域開発に取り組んでいかなければいけないとも思っております。

また、この4年間、喬木村の皆さまに安心、安全、そして豊かな暮らしを確保するための手段として取り組んでまいりました防災、福祉、教育分野では、先ほどからご質問をいただいておりますように、ICT教育をはじめとしまして、一定の成果を上げることができたのかなというふうに総括をしております。

防災面では、防犯灯のLED化、全村LED化、あるいは主要河川の監視カメラ設置ですとか、避難所の耐震対策、太陽光発電と蓄電池整備によりまして、災害時の備えを強化すること、あるいは快適な日常生活を営めるように、高齢者対策として、買い物弱者対策を含めまして、コミュニティバスの運行や、都会と遜色ない事業を取り入れるということで、移住に不安のある若い皆さまに喬木村を選んでいただけるようにという取り組みをしております。ICT教育の環境も整いまして、これからいよいよその成果を試すときが来ているというふうにも思っております。

財政面では、課題となっております国保財政の健全化にも目途が立ちまして、ふ

るさと納税制度の積極活用ですとか、地方創生関連交付金に積極的に手を挙げる事などから、財源確保に努めまして、借金を減らし、貯金を増やすことができてきたのかなというふうに思っています。

これらの原資は、すべて村政の着実な実施を行うために、第5次総合計画に充てる原資として、有効に活用していかなければいけないというふうに思っております。

これからの4年間につきましては、先ほど後藤議員からご質問をいただきましたとおり、直面する最も大きな課題は、急激な人口減少、少子高齢化社会の到来がもたらす諸問題であるというふうに考えております。

村の総合計画では、本村は人口減少下にあっても、平成32年度までは老年人口は増加していくと推計をされておまして、長期的に現在人口を維持するためには、女性が働きやすく、子ども産み、育てやすい環境を整備し、出生率を上げるとともに、毎年一定程度の転入による社会増を図っていかなければならないとしているところであります。

また、健康寿命が延びてきたことにより、年齢構造の変化は急には期待できないために、生産年齢人口が減少する中で、いかに元気な高齢者に活躍してもらえる社会を構築していくことができるかが、大きな課題だというふうに認識をしております。

加えまして、この喬木村は、地勢上、河岸段丘によりまして、居住地が上段・中段・下段と大きく3地域に大別できますが、特に上段地域における人口減少、高齢化の進展は、想定を上回るスピードで進行しておまして、集落消滅の危機的状況であると言っても過言ではない状況にまで立ち入っているというふうに考えております。

このような状況下で、詳細を申し上げることはできませんけれども、主な取り組みについて、申し上げていきたいというふうに思っております。

まずは、少子高齢化対策であります。人口減少社会の中で、働き方の仕組みも多様化してまいりました。夫婦共に働き、よりゆとりのある豊かな暮らしをとった社会になろうとしております。子どもを産み、育てやすい環境づくりのために、村としましては、今まで築き上げてきました各種子育て支援策に加え、健診の助成、認定こども園、保育園の統合も視野に入れながら、喬木村の幼児教育・保育の仕組みづくりに取り組み、より子育てのしやすい環境を整えることで、若い夫婦を応援してまいりたいというふうに思っております。

高齢者対策としましては、公共交通の確保はもちろんのことですが、タクシー券支給制度の見直し、シニアカー購入補助等、今お住まいの地域で安心、安全な暮らしが

営めるような政策パッケージを構築し、家に閉じこもることなく、多くの交流の場を提供することで、高齢者だけの家庭でも、心の豊かさ、幸せを実感できる社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

また、防災面でも、少子化の影響は顕著でございまして、村を守る消防団の担い手不足にも直結をしております。定員割れが続く消防団の現行3分団体制を見直しまして、指揮系統をスリム化し、2分団体制にしていきます。大災害に備えるために、機能別消防団員、あるいは消防協力員を適性配置することで、団員減少を補うこととし、さらに災害時応援協定を結んだ各企業との連携、各自治会の自主防災組織との共同訓練を通して、人員不足を補い、村を守る体制を確立してまいりたいと考えております。

教育あるいは人材育成について申し上げますと、幼児期から切れ目のない教育を推進し、ふるさとを大切に、ふるさとに誇りが持てる人材の育成に取り組んでまいります。他に先駆けて取り組んでまいりましたICT機器を活用した教育をさらに進め、基礎学力の向上はもちろんのことですが、自ら学び、考え、自らの言葉で伝える力や、ふるさとに貢献できる心を育てていきたいというふうに考えております。

ICTにより、世界につながる環境が整いましたので、これから必要とされるグローバルな人材育成を図り、次世代の喬木村のリーダーが育つことに期待したいというふうに思っております。

また、これから迎えようとしている高速交通網時代は、本村にとっては、村発足以来の大変革の時代となってまいります。多様な世代から多様な意見を集約し、むらづくりを真剣に考える政策集団をつくっていききたい。未来を託す人材を発掘していくことは、今の現役世代の我々の責任でもあり、使命だと考えております。引き続き、多くの村民がむらづくりに積極的に参画できるような仕組みを探求してまいりたいと考えております。

産業面では、現在、研究中の化石燃料に頼らないバイオマスエネルギーの活用について、可能性の是非を含め、一定の方向性を示していきたいと考えています。

間伐材、木材製品端材を活用して発電を行うバイオマス発電は、自然景観の維持にもつながり、その廃熱を利用して、農業生産にも活用できることから、施設園芸が盛んで、森林組合の製材工場も抱えている本村にとっては、まさに夢の事業だととらえております。平坦地が少なく、平地のほとんどが農業振興地域等の法規制にかかるために、クリアする課題は多々ありますが、大きな雇用が期待でき、元気高齢者の働く場の確保にもつながってまいります。深刻な後継者不足と遊休農地の増加に悩む農業

政策の打開策ともなり、地場産業のさらなる発展に大きく貢献できる事業ととらえ、前向きに検討していきたいと考えております。

また、ガイドウェイ製作ヤードの後利用は、交流人口の拡大、移住・定住、そして伊那谷の魅力発信基地としての整備を念頭に置いておりまして、産業振興の観点からも、具体的な計画の策定をこの4年間で進めてまいりたいというふうに考えております。

これら重点的に取り組みたいと申し上げました主な施策が、複層的に作用することによりまして、村民の皆さまにとっては、より暮らしやすい村に、移住を考えている皆さまには、暮らしてみたい村として選ばれる地域になるよう、努力してまいりたいというふうに考えております。

これから挑戦しようとする4年間は、まさに喬木村、そしてこの伊那谷にとりまして、激動の時代となってまいります。これからの喬木村を取り巻く変革の風を的確に読み取りまして、第5次総合計画の目標の着実な実現に向けて、一步一步政策を前に進めていきたいというように考えております。

後藤議員がおっしゃいましたとおり、高速交通網時代を迎える喬木村の新しい地域づくり、行政、議会、そして住民の皆さまのそれぞれの英知を結集した、住民自らの力でつくり出す新しい喬木村を実現するために、皆さんからご支持をいただけるように、全身全霊頑張っていきたいと今考えているところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 人口減少問題、人材の育成・発掘、そして産業面での施策の課題、そして対策を踏まえた、大変具体的でわかりやすい答弁であったように感じました。

私としましても、あくまでも是々非々の立場でしっかりと施策を見てまいりたいと、そんなふうに思ったところでございます。どうか頑張ってください。

以上で質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤章人議員の質問を終わりました。

◇ 通告10番 中森 高茂 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告10番、中森高茂君。

○7番（中森高茂） 議席番号7番、中森高茂でございます。

今回は、国民健康保険あるいは福祉関係の質問を6つほどしたいと思います。

まず、1番目でございます。

国民健康保険における保険者努力支援制度の配点の変更について、お尋ねいたします。

国保の保険者努力支援制度につきましては、今までも一般質問や社会文教常任委員会の中においても質問してまいりましたが、このたび厚生労働省保険事務局より示された配点方式というものが、28年度前倒し分から29年度前倒し分、30年度以降の本格実施分の加点の数値に変更が行われております。

今まで同様、重症予防の取り組みと収納率の向上に対する加点は、高配点で推移しておりますが、注目すべきは、保険者個人の医療費適正化に向けた取り組みにインセンティブを提供する、配点の割合の伸び率にあると思われまます。

インセンティブという言葉でございますが、人の意欲を引き出すために、刺激を外部から与えるというような意味でございますが、喬木村におきましては、保健福祉課の長年にわたる継続的な努力と、国保加入者の村民の協力により、特定健診受診率あるいは特定保健指導実施率を含めた共通指標、また国保固有指標、それぞれに高配点が見込まれるところでございます。

配点の伸びの高い個人へのインセンティブ提供という問題に対して、今後どのように取り組んでいくか。また、この配点の推移が、喬木村へどう影響するかについて、お尋ねいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 議員ご指摘のとおり、平成30年度からの配点を見ますと、成果を出したい項目に配点の重きを置くという国の方針から、個人のインセンティブにより力を入れていく必要があるということが読み取れます。

個人へのインセンティブの提供についてですけれども、現在、村で行っております「健康ポイントプロジェクト」がこれに当たります。

平成29年度の状況としまして、各検診等での個別説明や広報等によりまして、対象者の皆さまに認知いただくことができ、特定健診受診者の約7割の方にご利用いただけるようになりました。また、わずかではありますが、特典と交換をしていただき、健康増進に役立てていただいております。

現状では、検診受診がポイント獲得の中心となっておりますが、今後は、運動の継続や血圧記録など、個人の努力、健康増進に対する項目についても取り組んでいただ

けるよう、働きかけを行ってまいります。

また、現在の取り組みだけでなく、新たに加点項目となりました「商工部局・地域商店街との連携」についても、検討をしていきたいと考えております。

これは、「健康ポイントプロジェクト」に地域商店街との連携を加えたもので、現在、連携方法を模索している段階です。皆さまからもお知恵をいただく中で、「健康ポイントプロジェクト」をまちづくりにもつなげていけるよう、発展させていきたいと考えております。

以上のような取り組みによりまして、個人へのインセンティブについて、満点が取れるよう努めていくとともに、個人へのインセンティブに限らず、他の評価指標につきましても、できる限り点数を獲得できるよう努めてまいります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） いま福祉課長の答弁の中にも、やはりこのポイント制度を含めたこのインセンティブへの取り組みというものも、現在まで行われてきましたし、今後また一緒に取り組んでまいりたいなあというふうに考えるとございます。

国保新聞を読むたびに、毎回違ったことが書かれてまいります。この非常に激しい変動の中で、それを常にとらえ、対応していただいているということに高い評価をするところございます。

次に、2番目の質問でございます。

国保に関連しまして、喬木村国保加入者の加入率の減少による国保の運営の見通しについて、ということでお尋ねをいたしますが、14日に開催された社会文教委員会でも、議長に質問には、説明がございましたが、あえてお尋ねいたします。

国民健康保険の加入者世帯及び被保険者数というものは、全国平均でも約28%を切るようになりました。毎年減少し続けております。喬木村においては、25%を切り、全国平均を下回り、減少傾向にございます。今後も社会保険加入パート職員あるいは従業員の増加や、個人事業者の減少など、さまざまな要因から、さらに加入世帯や被保険者数の減少が予想されることございます。

軽減税率の適用者が約半分の状況下での加入率の低下は、堅実な国保運営に向けて、国保税の税率改定、税率のアップを、苦しい中でもご理解いただいた加入者の方々が、さらなる不安を抱くことがないようにというふうに考えておるところでございます。

30年度からの一元化といったものが、その一助になるということは、ご承知のと

おりとは思いますが、市瀬村長就任以来、真摯に取り組んできた国保健全化へのさらなる健全運営の取り組みという問題に対して、村の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 議員ご指摘のとおり、昨年度、社会保険の加入要件が緩和されるなどしたために、当村におきましても、国保から社会保険への多くの方が移行されております。

社会保険への加入だけでなく、75歳を迎えられ、後期高齢者医療制度へ移行された方も増えておりまして、平成28年度では、例年に比べ大幅に国保加入者が減少しております。具体的な数字をお示ししますと、平成27年度末に1,583名であった国保加入者は、28年度末で1,455名となり、今年11月末現在では1,390名となっております。平成27年度末から比べますと、約200名減少していることとなります。この減少傾向は、今後も続いていくのではないかとというふうに考えております。

国保加入率の低下によります加入者の負担についてですけれども、当面の課題であります来年度につきましては、国保税の税率を引き上げることなく、運営できるのではないかとというふうに考えております。

先ほども議員おっしゃられたとおり、来年度から国保運営は広域化されることになりまして、財政運営の中心は、村から県へと移行することになります。

村は、県へ決められた納付金を納める代わりに、県から必要な医療費の交付を受けることができます。

現在、県へ納める納付金の試算が行われているところですが、直近の試算結果を見ますと、今年度並みの税収が確保できれば、来年度は、税率を変えなくても納付金を納めることができるのではないかとというふうに考えております。正確な納付金額につきましては、来年1月末頃に示されるために、はっきりとは申し上げられませんが、仮に不足が生じるような場合がありましても、昨年度積み立てた基金がありますので、そちらを活用することによって、加入者の方の負担を増やすことなく、対応できるのではないかとというふうに考えております。

しかしながら、納付金につきましては、各市町村の医療費水準に応じて増減されることになっておりますので、医療費水準が高くなれば、それだけ県へ納める納付金額が大きくなるということになります。納付金額が大きくなれば、保険税へ反映される

という可能性がありますので、そうなりますと、結果的に国保加入者の負担が増えることにつながってまいります。

そのために、当村におきましては、今までと同様、保健事業を充実させ、医療費の削減に努めることには変わりはありません。

医療費の削減は、加入者の方の負担を増やさないことにつながりますので、皆さまのご協力をいただきながら、引き続き保健事業を推進してまいりたいと思います。

また、先ほどの保険者努力支援制度などにつきましても、積極的に取り組みまして、収入の確保に努めるとともに、今後も一般会計からの法定外繰り入れ等に頼ることなく、健全な運営を図ってまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今、一般会計からの繰り入れの問題にも触れましたが、私が入った、議会に加入した当初は、やはりそういうことが当然のように行われたということで、異議を申してきたわけでございます。人口、喬木村の加入者の25%前後のものが、果たして何千万もの繰り入れを、ほかの住民の理解が得られるかというような質問もしてまいりました。

そのような中で、やはり村長を含めて保健福祉課の努力によって、ここまで国保が健全化されたということは、やはり非常に評価をするところではございますが、このような国保の加入者が減少する中で、今後の運営には不安要素がある中で、やはり努力している部分というのは、充分うかがえるところでございます。

今後さらに注視しながら、私たちも意見を言ってまいりたいというふうに思うところでございます。

また、私事ではございますが、議会改革を進める中で、社会保険に加入したということで、なかなか聞きづらい部分も、自分が社会保険へ加入してしまったために、これどういうふうかなという部分もありましたが、今後も、やはり国保加入者のために精一杯、一緒になって考えていきたいなあというふうに考えております。

続きまして、3番目の質問でございます。

第7期介護事業計画に向けた村の取り組みは、ということでお尋ねいたします。

現在、各市町村において、平成30年から3年間の第7期介護保険事業計画の策定のことと思われまます。介護保険者である市町村は、自立支援や重症化予防に取り組むにあたり、その内容と目標を記載しなければならないということですが、その概要と

いうものはどのようなものでしょうか。

特に第6期で、介護保険事業計画で基本理念として掲げた地域包括支援システムは、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制というものに対する取り組みでございました。

団塊世代が75歳以上となる2025年を視野に、介護予防を今まで以上に重点的に取り組むことが大切かというように思われます。また、それにより、今後、上昇し続けると予想される介護保険料を抑えることにつながると考えます。

もちろん、介護に関わる方々の人員確保といった問題は、現在でも大きな問題であるとは認識しておりますが、私たち議員も、喬木村の高齢化の現状を鑑みながら、提案し、先進事例を学び、喬木村に必要なものを見極めていかなければいけないというふうに考えております。

そこで、現在の村の取り組みを村民の皆さまにお聞きいただき、ぜひご意見をいただきたく、高齢者福祉懇話会の座長の立場ということ、あるいは社会文教常任委員長という立場ではございますが、あえてご質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） ご質問にありました第7期の介護保険事業計画の概要についてですけれども、こちらは大きく2つになっております。1つは、地域包括ケアシステムの深化、こちらは深めるという方の字ですけれども、深化・推進、2つ目が、介護保険制度の持続可能性の確保、というものが国から示されております。

現在、村では、計画策定に向けて、村内関係者や学識者、公募委員等で構成する高齢者福祉懇話会を開催して検討を行っております。

現在までに2回開催し、1回目では、第6期計画の進捗状況や第7期計画策定のポイントなどについて、説明をさせていただき、2回目では、認知症高齢者の事例について、グループワークを通し、具体的なサービスの検討を行いました。

今後、3回目で計画の素案及び保険料の基準額の提示を行い、4回目で計画の確定というような予定で進めております。

今後も、高齢者が住み慣れた地域に住み続けることができる体制の整備、これが地域包括ケアシステムになりますけれども、これに向けた取り組みが求められておりまして、第6期計画では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施が位置づけら

れました。第7期計画で、国が示す地域包括ケアシステムの深化・推進という中で、自立支援や重度化防止という点については、今までも村が進めてきた介護予防事業を実施し、可能な限り自立した生活が送れるよう、生活支援サービスの体制の充実を図ってまいりたいと思っております。

議員がおっしゃられましたとおり、第7期計画では、取り組み内容と目標を記載することになっておりまして、多くの項目が掲げられておりますけれども、その1つとして、高齢者の方の通いの場への参加率や生活支援サービスの創設など、現在、取り組んでいる、または実績が既に出ているものもあります。

今後も、介護保険制度を持続可能な制度として運営できるよう、村の実情に即した計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今、答弁にありましたような村の取り組みというものに関して、私たちこの社会文教常任委員会の保健福祉部門の研修の目的地選定にも、そういうような先進的な取り組みをしている部分もいま一度洗い直して、目的意識を、しっかりとした目的意識を持った研修に臨んでいきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、4番目の質問でございます。

本年と書いてしまいましたが、昨年でございます。昨年、平成28年4月より開始された総合事業の状況について、お尋ねいたします。

先の介護保険制度の改革で始まった総合事業では、訪問介護や通所介護が全国一律の予防給付とされていた要支援者に対して、市町村が取り組む地域支援事業に移行し、見直しにより、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能となりました。

これにより、財源を抑制するといった目的があると考えられますが、当村では、それによってどのような影響を受けているか、ということをお聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） これまで介護保険の給付としてサービスが提供されておりました要支援者の方の通所介護や訪問介護は、平成28年の4月から、新しい総合事業というものに移行しました。この改正に伴いまして、介護認定を受けなくても、総合事業対象者として認定されれば、通所介護や訪問介護のサービスを受けることがで

きるようになりました。

村のサービスでいいますと、従来のいきいきクラブやホームヘルプサービスが、新しい総合事業として位置づけられております。

ご質問にあります総合事業への移行による財政面への影響についてですけれども、介護保険の給付費と総合事業に係る財源は、保険料がともに同じ割合で使われているために、財源への影響は少ないものと考えております。

実際に移行前である平成27年度の要支援者の方が利用しておりました通所介護、訪問介護やいきいきクラブ、ホームヘルプサービスの合計額と、平成28年度に総合事業への移行をしたサービスの合計額を比較しますと、それぞれ約1,800万円であり、事業費の増減はほとんどございませんでした。

しかし、総合事業対象者は、現在159名にのぼりまして、今後もサービス利用者の増加が見込まれております。加えまして、平成29年度から住民主体の通いの場の枠組みを設けまして、介護予防サポーター講座を修了した住民の方の中から、事業を実施する状況も出てきておりますために、今後は、事業費等は増加するものというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今の答弁では、変化がなかったという、抑制ということではないわけだね。そういうことを、喬木村ではそういうふうなのかなあというふうに思うところでございますが、本来は、住民の互助で行われたようなサービスが行われれば、財源抑制につながるというふうに予測をしていたわけですが、そうではないということでございます。

実は、富山型デイサービスというものが、いま注目を浴びているわけでございます。この共生型サービスにおいて、やはり高齢者、障がい者、子どもたちが、限られた地域で助け合い、またいくというような、そういう関係の地域密着型の今サービスというのが盛んに行われるようにということで、それについて、喬木村でも取り組んだらどうかというようなことを現在考えているところでございます。それについては、また時間のあるときにお話をしてみたいと思います。

5番目の質問でございます。

ボランティア、地域行事等参加者、希望高齢者へのポイント制度の導入は、ということでお尋ねいたします。

高齢者の方々の地域行事への参加やボランティアの参加が、予防介護につながるといふふうに思われますが、先ほど、介護事業計画の質問でも、介護予防が当村のその計画にあたり、重要な課題だというようなお話をしましたが、ボランティアは、自分の意志で自発的に行う社会参加活動であり、本来それに対する対価の支払いというものは不要であるという、私の考えには変わりはありません。

しかし、介護支援ボランティアの活動が、その人自身の張り合いや健康に寄与し、さらにはその方の介護予防につながる効果が期待できるということ。

そこで一例として、高齢者が介護支援ボランティアを行うことでポイントを付与し、ボランティア参加者が万一介護を受ける立場になったときに、そのポイントで家の周りの雪かきや草取りなど、優先的に高齢者ボランティアを受けられ、その参加者にもポイントが与えられるような、そういう仕組みを考えたらいかがか、ということで提案をいたします。

シルバー人材センターに登録し、働くことも、介護予防につながるものの一つでもありますし、先日行われたシルバー人材センターとの懇談会においても、その効果等の資料も示されたところでございます。

高齢者の方々に自由な空いた時間があれば、社会参加を呼びかけることも重要だと思います。先ほどの村長の後藤議員、後藤章人議員の答弁の中にも、そのようなことが含まれていたのかなあというふうに思うところでございますが、それについて保健福祉課の、それに対して答弁願います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 中森議員がおっしゃいますように、高齢者の社会参加は介護予防につながりますし、日中、仕事や農業をされている方、また学生の方にも、ぜひボランティアに関心を持って、参加していただければというふうに考えております。

ご質問のポイント制につきましては、平成19年9月より運用が開始された、介護支援ボランティア制度であるかと思っております。この制度は、地方自治体が、介護支援に関わるボランティア活動を行った、原則65歳以上の高齢者に対して、実績に応じ、換金可能なポイントを付与する制度でありまして、介護保険を実質的には軽減する制度というふうになっております。そこから派生し、獲得ポイントを換金したり寄付したりできる仕組みなど、地域によってさまざまな取り組みが行われております。

しかしながら、喬木村で行われておりますボランティア活動は多岐にわたるために、

介護予防に限ったボランティア活動へのポイント付与は、難しいのかなというふうに感じております。

また、地域の支えあい活動を推進するにあたりまして、高齢者の方のみならず、さまざまな世代に関わる生活支援の仕組みづくりの構築を現在目指しております。

そこで、今年度から生活支援サービス検討会を開催し、継続的な支援のために、有償サービスとして現在検討をしております。善意でその場限りの支援であれば、無償でよいかと考えておりますけれども、買い物や掃除などの生活支援は継続性が必要となり、ボランティアの領域とはいえ、責任が伴います。そのため、ある程度の謝礼金が必要になるのではないか、というふうに考えております。

支援に対してのお礼や受け取り方法などの検討はこれからですけれども、実費で発生するガソリン代等を踏まえ、将来的に換金可能なポイント制ではなく、その場で完結する形が望ましいというふうに考えております。

ボランティア活動を含め、住民自身がさまざまな活動を通じて、住民同士の関係性をつくり、すべての世代が安心して暮らし続けることができる、支えあいの地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今の答弁の、私の学習不足な部分があったのかなというふうに、私自身あります。

介護予防、確かに今のガソリン代だとかそういうのとかについては、やはりそういういま保健福祉課長が言われたことも、もっともかなあというふうに思うところでございますが、いずれにしても、高齢者の健康を促進について、このボランティア活動というのを、ボランティアへの参加というのが、その人たちの生きがいであったりするということは事実でありますので、少しでも一人の多くの方々がボランティアへ参加していただいて、高齢者、元気な高齢者が参加していただけるような、そういう施策を考えていかなければいけないのかなあというふうに思うところでございます。

最後の質問になりますが、認知症の方々への生活の継続性の確保に向けた村の考えについて、お尋ねいたします。

現在、喬木村の介護認定者の原因疾患の約3分の1が、認知症認定者ということでございます。

以前、認知症初期集中支援チームの取り組みと村の関わりについても、お尋ねした

わけでございますが、本年度までに3年間取り組まれている第6期の高齢者福祉計画、介護予防計画において、この認知症の施策の推進にあたり、認知症初期集中チームの設置を進めるとのことでした。先ほどのお話の中にもありましたが、この認知症初期集中チームの現状について、お聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 村では、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを平成28年度から配置いたしました。

この事業は、下伊那厚生病院に委託をしまして、多職種の医療と福祉の専門スタッフで構成されております。

医療に結びつかない、介護保険申請をされていない方を対象に、できるだけ早期に専門医等医療機関や介護保険サービスにつなげるための支援を行っております。

村では、相談があった方やケアマネジャーから対応の相談があった場合に、事業の紹介を行い、必要に応じ、チームの一員として包括支援係も訪問しております。

こちらの実績ですけれども、28年度につきましては、4名の方の利用がございました。また、29年度は、現在2名の方が利用をされております。

今後の村の関わりとしましては、住民、関係機関等への当事業の周知を行い、チームのさらなる活用を図ってまいりたいと考えております。

認知症は、できるだけ早期の段階で発見し、適切な治療、支援を受けることが重要になります。

また、こちらの認知症初期集中支援チーム以外の施策としましても、現在、ボランティアの方が行っております認知症カフェとしての「なずなカフェ」は、家族支援や認知症予防も併せて行っておりまして、認知症の方が、継続して住み慣れた地域で生活をしていくことができるための支援につながっているというふうに考えております。

村では、今後も認知症サポーター養成講座や地区での認知症学習会、地域ケア会議等で、認知症の方に対する理解を深め、早い段階で医療機関等に相談をしていただけるような啓発活動にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 先の第10回の社会福祉大会におきましても、やはり認知症の講演会

を受けたわけで、認知症といったものに対する講演を受けたわけでございます。飯田病院の精神内科医師の後藤先生のお話を聴く中で、その後、講演の終わった後にちょっとお尋ねしたのは、やはりこの認知症の告知といったものに対して、その告知を受けた方がどういうふうに、告知の仕方だとか、そういうことも、それをどういうふうを感じるかということをお聞きしたところでございます。やはり、この認知症の問題というのは、喬木村のいま、先ほど申し上げたとおり、3分の1という、介護認定者の3分の1ということもございますので、やはり一人一人私たちが、いつ私もそういうふうになるか、わかりませんが、いま、いま現在いろいろなことを学習して、認知症の方々にどう対応するかということをお勉強していかねばならないというのが、一番の優先、大事な課題だというふうに考えております。

「なずなカフェ」の皆さまにおかれましては、その努力をされているわけですし、村長の今度の公約の中で、たぶん予防介護の件につきましては、多機能型の施設を利用した講演でしたっけ、講座を開くというようなお話、昨日の南信州の新聞に載っております。やはりこれ大事なことであって、場所は作ったけれども、これをどう活用するかということね、それが一番大事なことで、村、保健福祉課あるいは社会福祉協議会、そしてあと総合型スポーツクラブがやはり一体となって、どういう方向で進んでいくかというのを、やはり早期に決めた中で進んでいかないといけないのかなあということをお感じしておるところでございます。

またもう一つ、実は地区懇談会に、議員の地区懇談会に回って思ったことは、やはり保健福祉の問題、あるいは教育の問題というのは、参加者が男性の方が多いということで、非常になかなかこの保健福祉の問題について、なかなか意見が出されないというような現状でございます。昨年におきましては、それぞれボランティア団体だとか、消防団とか、いろんな部署に分けて聞いたので、との懇談をしたので、それは非常によかったなあというふうに思うところでございますが、やはり地域の懇談を見て、この保健福祉、これから社会保障費が莫大な金額として増えていく中で、やはりこの問題というのは、村民一人一人がもう少し意識を持ってもらって、やっていかねばいけないことだということをつくづく感じたところでございます。

それであえて、なかなか質問内容が専門的になってしまったり、聞きづらいところは多々あるかと思いますが、ぜひその保健福祉に関する問題や、教育問題もそうですが、ぜひ皆さんにもっともっと地域の皆さまの声を上げていただいて、これから私たちにどんどんどんどん意見を言っていただく中で、私たちと保健福祉課、村と一体となっ

て、この福祉行政を考えていかなければいけないなあということを思って、今回質問をさせていただきました。

今度、村長、先ほどもお話があった公約がいくつもされていましたが、非常に期待するところは多いところでございますが、是々非々という形で、今後も臨んでいきたいということを最後にお話しして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で中森高茂議員の質問は終わりました。

3. 延 会

○議長（下岡幸文） 本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで延会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午後2時29分